Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-05-10

マルクス主義法理論の再検討と課題（二・完）

渋谷，謙次郎

(Citation)
神戸法學雜誌,70(4):35-101

(Issue Date)
2021-03-29

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81012720

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012720

神戸法学雑誌第七十巻第四号二〇二一年三月

マルクス主義法理論の再検討と課題（二・完）

渋　谷　謙次郎

1. 所有権とはなにか：本源的蓄積と領有法則転回論
2.「市民法」をめぐって：近代主義と近代批判とのはざまで
3.「史的唯物論」と「法的上部構造」：生産様式から交換関係へ
（以上、第70巻3号）
4. アジア的生産様式をめぐる諸問題：東洋的専制国家と法文化
5. マルクス主義法理論のブラインド・スポット：家族、環境
6. 近時のマルクス主義法理論批判と再検討の動向
7. まとめにかえて
（以上、本号）

4. アジア的生産様式をめぐる諸問題：東洋的専制国家と法文化

往年の「講座派」の影響下で「市民法の不全」を問題意識の出発点としつつも、日本における広義のマルクス主義法理論的な研究業績――もはや古典的なマルクス主義の教義の枠に収まるのではないが――の到達点のひとつとも評し得るのは、水林彪『国制と法の歴史理論』であろう。(1)

(1)　水林彪『国制と法の歴史理論』（創文社、2010年）。本書は、著者の様々な論

本稿（一）でも触れた藤田勇が、マルクス主義法理論家としては「法の一般理論」（あるいは法と経済の一般理論）という形で、パシュカーニスの影響などをも受けつつ、理論的により純化された傾向を見せていったのに比して、水林の場合は、法制史的な問題意識が強く、藤田とはまた違った側面からの、独特のグランドセオリーを展開してきた（水林の語でいうと比較国制史あるいは比較文明）。洋の東西を展望する研究業績は、諸外国においても、なかなか類例を見出し難い。

水林が回顧しているように、かつてマルクス主義において教義化されていた「世界史の基本法則」すなわち原始共同体（原始共産制）→奴隷制→封建制（農奴制）→資本主義といった唯物史観のもとでは、「市民法の不全」現象も、欧米と同様な資本主義社会を形成することによって克服されるにいたるだろうという素朴な見地があった。しかし、水林が同時に指摘しているところによると、そうした「世界史の基本法則」のもとでは、例えばひとくちに「封建制」といっても、西欧中世と日本近世とでは、両者の国制と法の在り方は著しく異なるし、そこでの「イエ」の位置づけも異なる。したがって、もし「市民法の不全」をいうにしても、問題の根源としては、少なくとも近世日本や中世ヨーロッパ（の比較）に遡行しなければならない、というわけである。(2)

さらに、かつてマルクスが触れつつも、上記の「世界史の基本法則」からひとたび抜け落ちることになった「アジア的生産様式」について、水林は次のような趣旨のことを述べている。すなわち「世界史の基本法則」論とは異なるタイプのマルクス主義の歴史論としてアジア的生産様式論があり、アジア的生産様式を独立の経済的社会構成体として理解する歴史論は、中国では、伝統中国

考の集成ということもあって、問題系列は多岐にわたり、それぞれについてここで評するなどということは、およそ私の能力を超えることだが、独創的なのは西洋と中国を念頭に置いた「歴史学的概念としての〈封建制〉と〈郡県制〉」（250-287頁）、マルクス『資本論』の価値形態論のロジックを応用して王権を論じた「商品・貨幣呪物と王カリスマ」（392-446頁）などであろう。

(2)　同上、12-13頁。

における「封建制」ないし「封建遺制」の過小評価に導く議論という理由などによって意識的に排斥されていた。しかし1960年代になって、アジア的生産様式論が復活していった。それは、アジア・アフリカ史研究の進展によって、奴隷制、封建制の概念の普遍妥当性に疑念が生じたからであるという（その際、直後で触れるが、藤田勇が2009年にアジア的生産様式について触れた論考が、水林によって典拠に挙げられている）。しかも、水林自身が「世界史の基本法則」から離脱して「文明史的」な歴史像に帰着していったのは、「基本法則」論が、アジアの一員たる日本の法と国制の歴史の認識に、十分に資するものではないからであり、アジア的生産様式論と水林自身の「文明史」論とは、根本の意識において通い合うという[(3)]。

このアジア的生産様式について、藤田勇は、かつての論考「社会構成体と法的上部構造」に対する追想および追考という形で――2009年になってから――「アジア的生産様式論に触れて」というタイトルで、言及している[(4)]。かつての論考と「追想」との間には、ソ連の解体があった。「追想」で藤田も触れているように、ソ連では、アジア的生産様式は独立の社会構成体とみなされていなかった。1920年代・30年代のソ連における中国認識において、中国社会の特徴をアジア的生産様式概念で理解しようとすることが、中国革命（辛亥革命）をブルジョア民主主義革命とみなすコミンテルンの規定にも反する「トロツキズム」と政治的に非難されたからであるともいう[(5)]（そこでいう「トロツキズム」とはトロツキー本人の思想や考えとは殆ど関係なく、反主流派や異論に対する単なるレッテルに過ぎなかった）。

---

(3)　同上、56頁。

(4)　藤田勇『マルクス主義法理論の方法的基礎』（日本評論社、2010年）の第二章「『社会構成体と法的上部構造』論追想――アジア的生産様式論に触れて」（81-99頁）。初出は、渡辺洋三追悼論集『日本社会と法律学』（日本評論社、2009年）851-868頁。なお、元となった論考「社会構成体と法的上部構造」（上記『マルクス主義法理論と方法的基礎』2-80頁所収、初出は『マルクス主義法学講座3――法の一般理論』日本評論社、1978年）については、本稿（一）でも触れた。

(5)　同上、86頁。

しかし、まず1939年―41年にソ連でマルクスの資本論草稿にあたる『経済学批判要綱』が公刊され、そこに含まれる『資本主義的生産に先行する諸形態』[(6)]において、共同体的土地所有のアジア的形態が考察されていることもあり、第二次大戦後のソ連やその他の国でアジア的生産様式に関する議論が復活した。当初の理由は、古代アジア・アフリカ史研究の進展によって、前資本主義的社会構成体が、奴隷制、封建制といった概念では説明できないことが、ますます明らかになっていったことによる。加えて、より現代的な理由として、藤田は、1956年のスターリン批判と中東欧諸国の動乱とが、ソヴィエト型社会＝政治体制の歴史的性格に関する議論を浮上せしめたという事情に言及している[(7)]。

前者の理由も確かに歴史学的に重要であろうが、当時のマルクス主義にとって、より深刻な問題は、藤田が述べている後者の理由であろう。とはいえ、ユーラシアを中心に存立した「現存する（今となっては現存した）社会主義」の歴史的性格を見定めるためにも、ある程度、歴史的な社会構成体の問題に即して考えてみる必要は、ある。

アジア的生産様式として表象される社会構成体は、藤田によれば以下のように整理されている。

> それは、生産手段としての土地を世襲的に共同占有する部族的諸共同体を基礎としながら、大規模灌漑事業（それの重視を地理学的史観として批判する論者もいるが）などの共同事業＝共同労働の組織や共同体の外部に対する防衛の指揮の機能、また共同体成員の剰余生産物の集中（貢納＝収取）の機能等を媒介として、共同体組織の上に諸共同体の占有する土地の「上位の所有者」としての「包括的統一体」が現われ、これが「専制君主のかたちで具現」されるという構造、農工一体の「自給自足的生産圏域」

---

(6)　Marx /Engels Gesamtausgabe（MEGA）Ⅱ/1.2（Dietz Verlag, Berlin 1976）, S.378–415. 邦訳は『マルクス資本論草稿集②』（大月書店、1993年）117–177頁を参照した。

(7)　前掲、藤田『マルクス主義法理論の方法的基礎』、86–87頁。

をなす共同体と専制的政治支配との結合というシステムであり、その性格上、長期にわたって持続するとみられる構造である。[8]

これらは、前述のマルクス『資本主義的生産に先行する諸形態』に依拠したものである。土地の「上位の所有者」（専制君主）という言い回しが出てくるように、そこでは近代的な意味での私的所有権が一元的に成立しているわけではない。マルクスが論じている土地所有の古典古代的（ギリシャ・ローマ的）、ゲルマン的形態と、アジア的形態との対比については、これらが共同体組織を前提としながらも労働主体である共同体構成員と共同体との関係のあり方が異なることから、前二者（古典古代的、ゲルマン的形態）が、生産諸力の発展により分解して、それぞれ奴隷制、封建制という形態へ移行することとの対比で、アジア的形態では、そうした変形が生じにくいとされている（総体的奴隷制）。[9]

また、藤田は、アジア的生産様式に関して――それが独立の社会構成体なのかという論争が未決着であるものの――社会構成体論的な視点をもつ法・国家理論からどのようにとらえるのか、という問を発している。藤田自身がかつて「社会構成体と法的上部構造」という視点から法的なものの生成を解き明かす際に用いていた「法＝権利・義務関係説」と「法＝国家的強制規範説」というふたつのシェーマについては、「理論シェーマ優先の発想が濃厚にみられる」と振り返っており、その場合原始的共同体と高次の共同体（共産主義）の間に階級社会の三段階すなわち奴隷制、封建制、資本主義の展開をみるという「五段階説」に依拠していたという。[10]

それに対して「アジア的」という場合、基本的生産手段である土地は農耕共同体の所有であり（土地の私的所有がないわけではない）、生産手段の私的所有にもとづく階級的支配＝従属関係は形成されず、社会的＝共同的機能の担い手が共同体成員から分離して官僚機構を形成し、それと共同体成員との間に貢

(8)　同上、88-89頁。
(9)　同上、89頁。
(10)　同上、92-93頁。

納・賦役、支配＝従属関係が形成される。こうしたアジア的な専制支配をとらえる際、藤田は、まずエンゲルスが『反デューリング論』で示した支配＝従属関係発生の「二重の道すじ」を振り返る。すなわち①共同体の共同利益のための職務の執行者が、職務の世襲化とあいまって、共同体員から独立化し社会の支配者となる（国家権力の端緒）、②生産力の発展とともに他人の労働生産物を取得する可能性が生じ、分業の発展を促す奴隷制が形成され、奴隷所有者と奴隷との支配＝従属関係が生じ、共同体の社会職務の担い手として形成された国家権力は、階級支配の諸条件を暴力的に維持する（本来の意味での国家に転化）。藤田によれば、これらは、異なる二つの道ではなく絡み合って段階的に発展するとみることもできるが、①と②の間に、家父長制・首長支配の部族共同体の構造に淵源し、灌漑事業や外部部族の併合＝征服を契機と形成される「東洋的専制政治」の法秩序が加わる旨を指摘している。(11)

藤田は、それ以上にアジア的生産様式や東洋的専制についての議論を展開しているのではないが、最後に「19 世紀から 20 世紀にかけてマルクス主義者が展望した歴史の尺度のなお短小なることを痛感せしめる」という思いが述べられている。そしてかつてのソ連や中国、ベトナムなどの経験が「資本主義世界の変革としては限界の大きな『後進国・先行・局地革命』の事例 にとどまる」とされている。(12) 藤田のようなマルクス主義法理論家をして、ミネルヴァの梟のごとく、20 世紀社会主義の経験の限界性を痛感させ、そこで直面した問題が、少なくともアジア的生産様式や東洋的専制の問題であるならば、藤田自身はそう明言していないが、ソ連や中国などの経験は――双方の国の辿ってきた歴史は異なるものの――国家主導の社会主義建設ということや、なおかつ土地の国有ないし公有という文脈でも、東洋的専制の現代的変種ではないかということ

（11）　同上、92-94 頁。なお、ここで藤田が触れているエンゲルス『反デューリング論』の該当箇所は、Marx Engels Werke, Band 20（Dietz Verlag, Berlin 1962）, S.166-171.『マルクス＝エンゲルス全集』第 20 巻（大月書店、1968 年）185-190 頁。

（12）　同上（藤田）、95-96 頁。

が、含意としては感じられる。[13]

となると、なおさら、藤田が述べている〈家父長制・首長支配の部族共同体の構造に淵源し、灌漑事業や外部部族の併合＝征服を契機に形成される「東洋的専制政治」の法秩序〉とは何かということも、いぜんとして議論の余地が出てくる。とはいえ、ここで東洋的専制政治の法秩序の辞書的定義のようなものを本稿が開陳できるわけではない。その代わり、やはり近時の関連業績をみてみる必要があろう。

・　　・

アジア的生産様式論の論争史については――ながらくこの論争自体がしばらく下火であったが――2000年代に入ってから中国史の専門家である福本勝清によって広範な再検討がなされ、いくつか単行本としても公刊されている。[14]発端の問題意識は、中国では周の滅亡以後、地主・農民間での一種の封建的搾取関係はあっても、いわゆる封建的生産様式はなく、むしろアジア的生産様式といい得るものではないか、というかつての論争であり、しかしながら、そうしたアジア的生産様式論が、（先述したように）当時のソ連やコミンテルンにおいて封殺された経緯である。[15]ただし、当時、アジア的生産様式の問題に関連するマルクスの記述として知られていたのは、せいぜい『経済学批判』の序言（後の「唯物史観」の公式として常に引き合いに出される[16]）や『資本論』の中の断

---

(13)　ちなみに、ソ連は第二次大戦における「戦勝国」だが、2700万人という未曽有の戦死者を出しており、これは単に多大な犠牲を払ってファシズムに勝利したという言説だけでは済まされない、まさに戦争という「労働」をひたすら人海戦術で動員し、なおかつそれが唯一の専制君主としてのスターリンの功績とされた意味で、東洋的専制の産物以外の何物でもないだろう。

(14)　福本勝清『アジア的生産様式論争史：日本・中国・西欧における展開』（社会評論社、2015年）、同『マルクス主義と水の理論：アジア的生産様式論の新しき視座』（社会評論社、2016年）。

(15)　同上『アジア的生産様式論争史』、13-19頁。

(16)　MEGA 2/Ⅱ（Dietz Verlag, Berlin 1980), S.100-101. マルクス（資本論草稿集

片的記述であり、より詳細な『資本主義的生産に先行する諸形態』が公表されたのは、1939年になってからであった[17]（皮肉なことにその前年に出たのが、アジア的生産様式への言及を欠くスターリンの『弁証法的唯物論と史的唯物論』であった）。他方では、アジア的生産様式論に関連した――福本が「アジア派」と呼ぶところの――マジャールやウィットフォーゲルなどの著作は戦前の日本でも積極的に紹介されており、中国研究などに影響を及ぼしていた。それについて、福本は、次のように指摘している。

> だが、実際には、当初より中国（中国史）に対するアジア的生産様式論の適用には大きな無理があったと思われる。アジア的生産様式の根本的指標は三つあった。一つは、灌漑・治水を主要な内容とする大規模公共事業、ついで国家的土地所有、もしくは私的土地所有の不在、さらには「互いに孤立した共同体」である。
>
> まず国家形成における灌漑や治水の機能に大きな比重を置く議論は、当時のマルクス主義的歴史発展論に馴染まず、環境決定論や地理的決定論と批判を浴びることになった。いわゆる「水浸しの理論」といった揶揄が行われた所以である。また、誰もが知っているように、中国史において私的土地所有は長い歴史を有する。この矛盾については、戦後、ウィットフォーゲル『東洋的専制主義』における「弱き所有」の概念で説明がつけられることになる。
>
> それゆえ、東洋的専制主義（オリエンタル・デスポティズム）の基底に置かれるべきは、大規模灌漑事業ではなく、「孤立した農業共同体」であるということになる。実際のところ、アジア的生産様式論者もしくはアジア

翻訳委員会訳）『資本論草稿集』③（大月書店、1984年）、205-206頁。そこで「大づかみに」とことわりつつもアジア的、古典古代的、封建的および近代ブルジョア的生産様式といった社会構成体の類型がマルクスによって示されている。

(17)　前掲、福本『アジア的生産様式論争史』、19-20頁。

的社会論者にとって、この比重の移動は、やむを得ぬ選択であった。[18]

しかし、福本がいうには、今日的視点からみれば、そうした「孤立した共同体」による中国社会理解は疑問が多いものであり、1930年代・40年代の華北を中心として行われた満鉄の慣行調査でも、中国に村落はあれど、それは決して上記のような共同体ではなく、結局、中国史におけるアジア的生産様式論の適用は、あくまでも治水・灌漑等大規模公共事業による早期における国家形成、私的土地所有の欠如によって説明されるべきであったという。[19]

こうした問題点について、元々議論を誘発したのは、やはりカール・ウィットフォーゲルであろう。

ウィットフォーゲルは、ドイツ出身で1920年代より中国の専門家として知られていた。当時、ドイツ共産党の活動家でもあり反ナチ運動にも身を投じていた。しかし、ユダヤ人としての出自もあって、アメリカに亡命した。後の独ソ不可侵条約の締結が、ウィットフォーゲルのソ連に対する不信を強めたとされる。[20]

1957年に公刊された『東洋的専制（オリエンタル・デスポティズム）』[21]は、共産主義建設に邁進する中国やソ連を攻撃する「反共」の書物とされ、マルクス主義者から黙殺されるか、白眼視された。『東洋的専制』の訳者の湯浅赳男によれば、日本の法学者の中では、ウィットフォーゲルと戦前から知り合いでその業績を日本に紹介した平野義太郎は、『東洋的専制』を「酷評」し、戒能通孝

---

(18)　同上、22頁。

(19)　同上、22-23頁。

(20)　ウィットフォーゲルの生い立ちや知的交流などについて、G.L.ウルメン（亀井兎夢監訳）『評伝ウィットフォーゲル』（新評論、1995年）に詳しい。

(21)　Karl A. Wittfogel, *Oriental Despotism : A Comparative Study of Total Power* (New Heaven: Yale University Press, 1957). 邦訳は、湯浅赳男訳『（新装普及版）オリエンタル・デスポティズム：専制官僚国家の生成と崩壊』（新評論、1995年）を参照した。

も批判的であったという。[22]

そうでなくても、「水力社会」Hydraulic Societyなどの独自の定式と、古代社会から現代までを縦横無尽に行き来する途方もないスケールの大きさが、もともとグランドセオリーを好むマルクス主義からさえも違和感をもってみられたであろうし、そうした、いわば大風呂敷を広げた議論は、特定の地域を実証的に研究している歴史家や法制史家などから袋叩きにあいやすかった。

古代文明が大河の流域に発生したことは誰もが知っているが、ウィットフォーゲルがいう「東洋的」とは、必ずしも狭義の「アジア」にとどまらず（古代エジプトやペルシャなどをも含む）、多大な労働力を動員し治水灌漑事業を行い得るような強大な専制国家がいかに早期から成立し、あるいは移植されたのかという、一種の文明論的な問いでもあり、それは西ヨーロッパの封建制と対比される（したがって「東洋的」というのは、進んだヨーロッパと遅れたアジアといった近代以降に成立した図式を意味するのでもないし、いわゆる「オリエンタリズム」でもない）。

東洋的専制論は「アジア的生産様式」の政治的上部構造論とみることもできるが、湯浅赳男がいうには、「専制官僚主義は水力経済の単なる上部構造といったものではないのである。『征服王朝』の征服の結果として、東洋的専制主義は扶植されたのである。モンゴル以前のロシアには東洋的専制主義はなかった。[23]」

ここではロシアが例に出されているが、湯浅が指摘しているのは、ロシアが本来的に「水力文明」に属するわけではないということである。ましてや諸地域が分立割拠していたキエフ＝ロシアの時代は専制とは程遠かった（ヴェーチェと呼ばれる「民会」があった）。むしろモンゴル支配（いわゆるタタールのくびき）を通じて東洋的専制が持ち込まれたということになる。むろんそれ以前からロシアが影響を受けていたビザンツ帝国は、いわゆる皇帝教皇主義のような一種の東洋的専制様式を有していた。

---

(22)　湯浅赳男『東洋的専制主義論の今日性：還ってきたウィットフォーゲル』（新評論、2007年）18-26頁。

(23)　同上、65頁。

後のロマノフ王朝時代のピョートル大帝の統治は「欧化政策」といわれるが、内実としては多大な労働力を動員した首都サンクト＝ペテルブルクの建設、貴族の国家勤務の強化、官僚制と徴税システムの確立、ロシア正教の総主教座の廃止と宗務院の設立（聖職者はいわば公務員）など、当時のプロイセンの国制やスウェーデンの海軍技術の影響を受けつつも、むしろ東洋的専制を強化することになったといえる。しかもそれは古いモスクワ・ロシアの伝統の再現ということではなく、後にロシア革命時代を生きた宗教哲学者のニコライ・ベルジャーエフが、ピョートルの統治手法を（レーニンの前触れのように）「ボリシェヴィキ的手法」とあえて呼んだように、「伝統の否認、同じ国家統制主義、政府の異常肥大、同じような特権的官僚階級の形成、中央集権主義」でもあった。[24] ロシアのデスポティズムとは、宿命というよりは、農奴制と同様、かなり人為的に作られ、強化されてきた。ただし、翻ってみると、それがいわば宿命的に作用してきた。

ソ連の作家・従軍記者のワシーリー・グロスマンは、ソヴィエトの農民の過酷な境遇を単にスターリンの農業集団化政策などに結び付けるのみならず、レーニンが地主秩序を打破しつつも、逆説的なことに「ロシアの歴史の宿命は、レーニンにロシアの呪い、すなわちロシアの発展が非―自由、農奴制と結びついているという呪いを、温存するように運命づけた」とも述べている。[25] グロスマンのいうロシア史における「漸進的隷属化」とは、もともとロシアの思想家チャダーエフが述べたことだが、一種の東洋的専制論である（グロスマンがウィットフォーゲルらのことを知る由もないが）。それは時代とともに個人が徐々に解放されていったというのではなく、むしろ隷属化はスターリン時代に

---

(24)　Н.А.Бердяев. Истоки и смысл русского коммунизма. Москва «наука», 1990, С.12-13. ベルジャーエフ「ロシア共産主義の歴史と意味」、田中西二郎、新谷敬三郎訳『ベルジャーエフ著作集7』（白水社1960年）、18-19頁。

(25)　Василий Гроссман. Все течет.... Издательство «Слово» Москва, 1994. С.362. ワシーリー・グロスマン（齋藤紘一訳）『万物は流転する』（みすず書房、2013年）232頁。

頂点に達していたであろう。

ただし東洋的専制が本質的に全体主義ということではない。これは、ウィットフォーゲルが「行政収益逓減の法則」で述べているように[26]、専制政体のもとでも、個人や共同体内部の生活が隅々まで管理されているわけではなく、ある種の自治にまかされている（伝統的ロシアの農村共同体ミールなどは、その典型であろう）。

この東洋的専制論で、しばしば問題になるのが、ロシア革命前、ロシア社会民主労働党の大会（1906年、ストックホルム）において、レーニンによる土地の国有化の提案に対して、プレハーノフが、それではアジア的復古になると警告を発した経緯である。このことはウィットフォーゲル『東洋的専制』にも出てくる。すなわち、ロシアにおける「マルクス主義の父」と言われたプレハーノフは、社会主義者の権力奪取の構想を時期尚早とみなし、土地を国有化する計画を潜在的に反動的なものとした。なぜなら、それは土地と耕作者の国家への従属を断ち切るどころか、「古い半アジア的秩序の遺物に手をふれることなく」放置し、その復活を容易にする、というわけである[27]。もとよりエカチェリーナ2世の時代には、貴族の領地の私有化が事実上進んでいたとされるが、土地国有化は、さらなる古いロシアへの退行ということになろうか。

ウィットフォーゲルによれば、レーニンはプレハーノフの警告を一笑に付すどころかむしろ狼狽した[28]。もともとレーニン自身、ロシアの（農奴解放後もなお残存する）半アジア的性格を熟知していたのであり、レーニンは、土地国有化の反動的性格を承知しつつ、結局、ロシアの後進性をけん引してくれるのがヨーロッパの社会主義革命であるという期待を抱かざるを得なかった[29]。そのことによって、ロシアの「半アジア的性格」も克服されていくだろう、と。ところが、ソ連が、旧ロシア帝国の版図において自足していったことによる東洋的

---

(26)　Wittfogel, *op. cit.,* pp.108-148. 前掲、湯浅訳、148-166頁。
(27)　*Ibid.,* pp.391-392. 同上、489頁。
(28)　*Ibid.,* p.393. 同上、491頁。
(29)　*Ibid.,* p.393. 同上、491頁。

専制の拡大再生産は、推して知るべしである。[30]

その際、ウィットフォーゲルは、元来ロシアの「半アジア的」性格を痛感していたレーニン自身が、第一次世界大戦を境に、アジア概念への執着を断ち切ったという趣旨の分析をしている。背景には、ヨーロッパの社会民主主義政党が第一次世界大戦の勃発に際して自国の参戦に賛成票を投じたことにレーニンが衝撃を受け、レーニンは帝国主義戦争を内乱に転化すべく「革命的マルクス主義」に向かった経緯がある。その後の『帝国主義論』（1916年）や『国家と革命』（1917年）では、アジア的概念からは「退却」しており、後者では、東洋的専制主義に関するマルクス、エンゲルスらの考察が忌避されて、むしろ私有財産に基礎をおく非東洋的国家、「ブルジョア国家」が念頭に置かれていたのだという。[31]

となると、かつてマルクス主義の国家論の古典とされていた『国家と革命』は、東洋的専制論からすれば、ある種の「問題」の回避あるいは隠蔽だということにもなる。とはいえ、ロシア革命による内戦が終結した頃、レーニンはソヴィエト国家の現実を「官僚制的に歪曲された労働者国家」と認めていたように、[32]東洋的専制の亡霊に悩まされ続けることになる。

なお、ウィットフォーゲルの『東洋的専制』が「水の理論」と批判者から揶揄されたことに対して、福本勝清はマルクスの『資本主義的生産に先行する諸形態』に遡行して、次のように論じている。つまり、そこでは治水の問題は、アジア的社会における具体的な公共事業の一つの例として登場しているのであって、むしろ肝心なのは労働と所有の関係である、と。アジア的な所有形態では、共同体成員の共同労働が、個々の家族ごとの労働とともに主要な労働として想

---

(30) なお現代中国に関しては、石井知章による比較的近時のウィットフォーゲル論である『K.A.ウィットフォーゲルの東洋的社会論』（社会評論社、2008年）、『中国革命論のパラダイム転換：K.A.ウィットフォーゲルの「アジア的復古」をめぐり』（社会評論社、2012年）が示唆に富む。

(31) Wittfogel, *op.cit.,* pp.395-397. 前掲、湯浅訳、493-495頁。

(32) В.И.Ленин. Полн. собр. соч., Москва 1970, т.42, С.208.

定しており、それは公共事業ゆえであり、用水路や交通手段等の整備にとどまらない（戦争、祭祀等のための一定の労働などを含む）。ただし、そういうことだけであればマルクスのいう他の所有形態（古典古代的、ゲルマン的）にもみられる。アジア的形態においては、共同体のための労働は、それを代表する首長や専制君主などによって、労働成果が独占される可能性が高い。そうした労働成果の独占可能性が最も高いものとして、かつての治水灌漑事業があった、というわけである。(33)

また福本は、藤田勇もアジア的生産様式に関連して触れていたエンゲルスの『反デューリング論』における支配＝従属関係発生の「二重の道すじ」のうちの〈共同体の共同利益のための職務の執行者が、職務の世襲化とあいまって、共同体員から独立化し社会の支配者となる（国家権力の端緒）〉道すじ（第一の道）について、「社会に対する社会的機能の独立化」として、東洋的専制君主の政治支配の基礎にあったともいう。(34) そこから福本は、水利事業やその他の公共事業に際しての、共同体のための賦役労働の強制を通じた支配関係を重視する。

> 灌漑・治水の成功、それによる増産や経営の安定化は、公共事業の組織者の立場を強化し、彼らの権威を伸長させる。他の事業への動員と異なり、灌漑・治水への動員は、共同体成員に対して一定の説得力をもっている。そのことが、権威ある首長や王の動員に弾みを与え、いよいよ共同体成員に公共事業への動員を拒否することを困難にさせる。ここにおいて同じ共同体成員への労働の強制が必然化する。さらに、アジア的所有形態における共同体のための必要労働や賦役労働を介した収取の展開を通して、共同体成員から、さらなる剰余の収取が可能となると同時に、公共事業あるいは公共の事務を媒介として、上位の共同体の、下位の小共同体への賦役や貢納の強制もまた容易となる。すなわち、アジア的社会における君主は、

(33)　前掲、福本『マルクス主義と水の理論』、54-55頁。
(34)　同上、56頁。

公共事業の主宰であり、共同体農民すなわち良民に賦役を強制する権力を有する。公共事業であるかぎり、良民には賦役に従う義務があった。この良民もしくは公民への賦役の強制こそ、専制のつきせぬ温床であった。(35)

その場合の賦役労働とは、むろん近代以降の「労働力商品」ではなくむしろ国家的な賦役でもあり、現代でも徴兵制度などにもその名残はあるだろう。それらは形としては「片務的」なもので――ただ長い目でみれば君主＝公共事業の主宰者は、再分配の主でもあろう――賦役を強制する権力のもとでは、公法的なものと私法的なものが未分化であり、もっといえば法的なものと政治・経済的なものが未分化であろう。

福本によれば、西欧中世的な生産様式あるいは「ゲルマン的所有」においては、共同体成員の所有権が明確であり、共同体成員自身よる共同事業に対するコントロールが強かったため、賦役労働を強制することはできず、共同体の首長と成員相互間の権利義務関係や利害衝突に際しての裁判権の伸長を促したが、その点では、法があくまでも王より恩恵として公民に与えられるアジア的社会とは異なっているという。(36)

ある意味、社会主義国の指導者も、（大統領だとか立法府の長といった機能的権力の分枝の長ではなく）「公共事業の主宰者」であった。彼らはカリスマ的リーダーでもあるが、登壇する際、聴衆の熱烈な拍手に返礼するかのように人民の偉業＝公共事業に拍手で返す（レンガをひとつ積むことでさえも、マルクスのいう市場で連結する「私的労働」ではなく直接の「公共事業」である）。指導者から発せられる言葉は「法」であり、彼らは選挙で選ばれたわけではないが、それゆえ「落選」もしない（スターリン、毛沢東、金日成など）。ただし、二代目、三代目になると、これもマルクスが歴史の反復に関連してどこかで言っていたように、茶番劇のようになってしまうのであるが。

---

(35)　同上、82頁。
(36)　同上、84頁。

●　●

ロシア法の研究者の中では、水林と同様な問題意識を明瞭にしていった大江泰一郎が、ロシアの専制あるいはデスポティズムに関する独自の論考を次々と公表し続けてきた。大江が、ソ連時代晩期から「法文化」、「比較国制史」をキーワードにしつつ、その後、モンテスキューへの言及が目立っていったのは、理由のないことではなかった。そこで問題にされていたのは、モンテスキューの専制政体論やロシア論だったからである。大江によれば、モンテスキュー『法の精神』の主題に単に権力分立理論を見出したりするような「素朴な読み方」には、今日、もはや与することはできず、むしろ比較法文化論の古典として読み、モンテスキュー自身の中に潜むオリエンタリズムを承知しつつ「そこに専制政治の法、就中、ロシア法研究への導きの糸を見出したいと考えている」という。[37] そうした決意は、今日にいたるまでの一連の論考を通じて果たされているように見受けられる。

大江によれば、モンテスキューがいう「法律」loiとは、必ずしも制定法を意味するのではなく、慣習法やいわゆる習俗をも含むのであり、その場合の「法律」は、君公の単なる「意思」の表出ではなく、市民社会内部の諸関係、習俗によって基礎づけられるものでもある。他方、ロシアを含めた専制国家には、そうした正義ないし衡平の関係としての習俗に基礎づけられる「法律」は存在しない。[38] 大江は、かねてからモンテスキューにおける「法律」と「行政命令」との対比、そして同様な意味でウェーバーの「レヒト Recht 型の法」と「レグルマン Reglement 型の法」という対比を重視しており、専制国家の「法律」とは（私法の発達に根をもたないような）「行政命令」、「レグルマン型の法」に属する。

その後、大江は、法思想および法制史に関する該博な知識も手伝って、モン

(37)　大江泰一郎「モンテスキューのロシア法論」、『名大法政論集』255号、2014年、135頁。
(38)　同上、138頁。

テスキューを通じたロシア専制論（なおかつモンテスキューを受容した19世紀ロシアの法務官僚スペランスキーなど）にモチーフを得て、帝政時代からのソ連時代に継受された「国家的所有権」の系譜、ロシア法史における民法の存立条件などの論考を相次いで残している[(39)]。これらは、専制の法秩序の基盤、社会構造を問う意味では、藤田勇もわずかながら提起していた東洋的専制の法秩序の所在という問題提起に対する一種の応答としても、読むこともできる（大江自身にそうした意図がないとしても）。もともとソヴィエト法、社会主義法の専門家としてマルクスに通暁していた大江が、モンテスキューなどに向かったのは、表面的には、マルクス主義からの離脱に見えようが、実は迂回しつつも、専制や近代法の未定着の社会構造を問う意味で、いわばもうひとつのマルクス主義（発達した資本制社会ではなく、非西欧社会を対象とするもの）の圏内にある。晩年のマルクスがコヴァレフスキーの『共同体土地所有：その背景、道のり、解体の結末』（1879年、モスクワ）や、その他ヘンリー・メインの『初期制度史講義東』（1875年、ロンドン）などの著作からの詳細な抜粋を残していたことを勘案すれば、なおさらである[(40)]。

大江は、ロシアの専制の法文化――この場合、発達した法的文化という意味ではなく、大江の言い方でいえば非立憲的秩序――がソ連時代も形を変えて再生産されていったことを独特のタッチで描き出す点で、類例を見ないが、近時においては、まさに専制支配を構成する「国家的所有権」の問題が集中的に論じられており、逆にそのことから反転して近代的な私的所有権の特殊性も浮き

---

(39) 大江泰一郎「国家的所有権の誕生」、『静岡法務雑誌』8巻、2016年、39-143頁。「ロシアにおける民法の存立条件」、『静岡法務雑誌』9巻、2017年、97-136頁。同「ロシア固有法における所有権の構造」、『静岡法務雑誌』10巻、2018年、79-162頁。同「国家的所有権の転生：『社会主義的所有権』の成立」、『静岡法務雑誌』11巻、2019年、108-248頁。

(40) 『マルクス・エンゲルス全集』補巻4（大月書店、1977年、原典はモスクワで1975年に発刊された『マルクス・エンゲルス著作集』第2版45巻）には、これらの著作や、ルイス・モーガン『古代社会』（ロンドン、1877年）などの抜粋ノートの数々が掲載されている。

彫りになる。

当初、大江は、マルクスのアジア的生産様式概念そのものは政治への展開モチーフを持たないとし、「唯物史観」が、アジア的生産様式を古代史の概念とするのか、歴史貫通的な概念とするのか、未処理な問題が残されているとし、ウィットフォーゲルについては、「その所有概念の素朴な設定をみれば分かるように、政治思想へとつながる出発点を初めから欠いている」と指摘していた。(41) 大江的関心からすれば、確かにそうなのだろうが、その後、「アジア的生産様式論」の不足（と大江が感じているもの）が、「権力としての所有権」として改めて議論の俎上に載せられている。「権力としての所有権」とは、西欧にみられるような公法と分離した市民社会の原理としての所有権と異なって、社会主義時代にも貫通する「国家的所有権」のような権力的概念であり、そこでは私的所有権は、仮に存在しても国家の厳格なコントロール下に置かれる。ただ、大江の議論は、そうした現代ロシアでも復活した（ソ連や帝政ロシア時代を回顧する際の重要なツールとしての）「アジア的生産様式」論と東洋的専制論に飽き足らず、さらに「グロティウス・スペランスキー・マルクス」という線で「所有権と主権の合一」論に進む。そこでは、大江は改めてマルクスに立ち戻って、いくつか重要な指摘をしている。

> ひとつは、マルクスがここでは『ヘーゲル国法論批判』や「ユダヤ人問題によせて」でみせた〈市民社会・政治的国家〉二分論とは異なり、比較史的・「法制的」な視点に立って、「主権」「所有権」の相関関係など、法学固有の問題に取り組んでいることである。dominium 概念に本来矛盾するはずの「最上位」「優越的」な dominium を論ずることの、重要な意味への洞察がそこにある。「優越的ドミニウム」は、中世のレーン関係について分割所有権理論のいう「上級所有権」dominium directum（字義的には「直接的所有権」であって〈上位に立つ〉という含意はない）とは異質

(41)　前掲、注39、大江「国家的所有権の誕生」、103頁。

な概念であることに留意すべきである。さらに、マルクスがこの「支配的所有権」を、軍事・祭祀と結びついた「最も本源的 ursprünglichst な意味」を有するものとしていること、「アジアの諸民族においては極めて重要な」用水路や交通手段等々（ウィットフォーゲル「水の理論」が主軸とみるもの）を、むしろ後回しにしていること、が注目されよう。(42)

さらに、大江がいうには、マルクスのアジア生産様式に関する記述、そこでの所有形態論は、グロティウスのいう「優越的所有権」dominium eminens ないし「所有者の超優越的権利」ius supereminens dominii から、「市民的政治」体制の要素を取り除き、「優越的権利」をむしろ専制体制の通常の権原として常態化させたものである。そしてロシアでは、「国家的所有権」という他ならぬ「優越的所有権」を、マルクスと同じ方法で、マルクスに先立って造形したのが、（モンテスキューの受容者でもある）19世紀前半のロシアの法務官僚で法典編纂者のスペランスキーだったという。(43)

•　　•

翻って、日本では、所有権に関する法文化論的考察としては、古典的には川島武宜が知られていたが、マルクスの資本制分析に影響を受けた川島『所有権法の理論』（1949年）の法意識論では、市民社会と近代的私的所有権の観念が我が国では未定着であり、そのことを遺憾とするといった近代主義が強調されていた。(44)

---

(42)　前掲、注39、大江「ロシア固有法における所有権の構造」、94頁。

(43)　同上、94頁。

(44)　川島武宜『所有権法の理論』（岩波書店、1949年）68頁。本稿（一）でも触れたが、川島は、当時、日本社会において近代的な所有権の意識が必ずしも確立されていないことを「深く遺憾」とし、「何よりもまずこのような近代的な所有権の意識の確立が必要」と述べていた。それはなぜなら「わが国においては、個人と社会との・個別性と普遍性との・両極によって構成される市民社会が確立しておらず、個人が普遍的に社会と接触するという関係が弱く、家族的な諸

日本のように明治時代にフランスやドイツの法典を継受しつつも、それが正常に機能したわけではないことの問題、後の川島がいう「前近代的法意識」もしくは実際の社会慣行と近代的法制度とのずれの問題、さらにはロシアのように革命や国家の崩壊による体制変動を経てもなお、類似の法継受や権力構造がみられることの問題を扱うのは、現代では、大まかにいえば法文化論ないしは比較法文化論とも呼ばれる（大江もソ連晩期のペレストロイカ時代からそうした視点を明瞭にとるようになっていった[45]）。

その点で、川島武宜『日本人の法意識』は、一般読者向けの書物とはいえ、法文化論の古典ともされる（当時は「法文化」という用語が一般に流通していなかった）。川島のアプローチは、狭義には「法意識論」とも呼ばれたが、ある一定の文化的土壌や価値観、信念体系のもとでの人々の法意識を論じることから、後々、他の論者によって「文化説」とも呼ばれるようになった。

川島は、『日本人の法意識』の序文において、「意識」だけが社会的事象の究極的な決定要因であるということを言おうとしているわけではない、という趣旨のことを再三にわたって強調している[46]。なぜそのような自明のことを繰り返し弁明風に述べているのだろうかという印象を受けるが、これは、当時のマルクス主義からの反応を想定してのことだろう。つまり、「意識」よりも経済的土台・下部構造の問題を重視すべきではないか、といった教条的な反応が想定されたからであろう。むろん、川島本人が、かつてマルクス主義から多大な影響を受けており――その影響下で『所有権法の理論』などを書いた――そうしたことは先刻承知のうえで誤解をあらかじめ払拭しておきたかったのだろう。

しかも、1970年代後半には、米国の日本法研究者のジョン・ヘイリーが『裁

の協同体によって相互に分離されている」からであった。

(45)　大江泰一郎『ロシア・社会主義・法文化：反立憲的秩序の比較国制史的研究』（日本評論社、1992年）

(46)　川島武宜『日本人の法意識』（岩波書店、1967年）第1章「問題」の中で同趣旨のことを繰り返し述べている。

判嫌いの神話』を書いて川島説に異論を述べた[47]が、やがて法社会学者の六本佳平が、ヘイリーによる川島説のとらえ方が皮相的である旨、反論した[48]。つまり、ヘイリーは、川島がかつて論じていた日本人の「訴訟回避傾向」を、積極的な裁判嫌いという風に読み替えて、もし川島説が成り立つのであれば、種々の紛争解決（訴訟か和解かなど）の費用対効果を度外視した非合理的な裁判嫌いが立証されなければならない、しかもそうした証拠は見当たらない、と反論したのであった。それに対して六本は、川島説は、本来、個人個人の心理的次元に還元されるような裁判嫌いを訴訟回避の説明因子にもってきたのではなく、むしろ権利義務観念が未発達な社会構造を問おうとしたのであるという具合に、まっとうな反論を加えていた。

『所有権法の理論』（1949年）の時期に比べれば、後の川島は、各種データや調査などの経験科学的な手法を重視するようになっていったが、川島の法意識論は、すでに『所有権法の理論』や『近代法の基礎構造』などの先行する著書に表れていた[49]。そうした射程でみると――『日本人の法意識』だけをみると、ともすると素朴な意識改革論、啓蒙書のようにみえてしまう――「法意識」を主題とすることが非マルクス主義的あるいは脱マルクス主義というわけではなく、ある意味でマルクス主義の圏内にあった。

ただ、川島が戦後いち早く、『日本社会の家族的構成』に所収される「日本封建制のアジア的性質――奴隷制の一型態としての養子――」（1947年）という論考を発表していた際、「アジア的社会構成」について触れていたが、テーマの性質上、主眼が「家族協同体」内部の家長支配に置かれ、いくつかの養子形態の「日本封建制社会」における位置づけが論じられており、当時の人身売

---

(47) John Haley, “The Myth of Reluctant Ritigant”, *Journal of Japanese Studies,* 4(2), 1979, pp.359-390. ジョン・ヘイリー（加藤新太郎訳）「裁判嫌いの神話」（上）（下）、『判例時報』902号（14-22頁）、907号（13-20頁）、1978年。

(48) 六本佳平「日本人の法意識再訪――ヘイリー教授の『神話説』によせて――」、望月礼二郎ほか編『法と法過程』（創文社、1986年）281-305頁。

(49) 川島武宜『日本社会の家族的構成』（岩波書店、2000年）、32-62頁。

買論としては重要な考察であることはわかるが、封建制とアジア的生産様式との違いをめぐる問題ではない。その場合でも、当時の川島の日本の社会構造の認識が、「日本の絶対主義体制のもとにおいては、それをとりかこむ世界史的諸条件の反射の結果、その中に産業資本・金融資本の高度の成立・集中が見られ、したがって、高度に近代的な意識をもつプロレタリアートがつくり出されたが、しかも他方においては、封建以前的な諸関係がかならずしも『消えゆく少数』にとどまらず、また封建的諸関係そのものがかなり広汎に『アジア的』に色彩づけられ、『封建的』諸関係そのものがゆがめられてあらわれる」と集約的に表現されているように[(50)]、ブルジョア的な生産様式と封建的生産様式との相克、重層の視点からとらえられ、これもまた当時の一種の（講座派的な）近代主義的マルクス主義であった。

それから時代を経て、1980年末から1990年代にかけて、「法文化」というテーマが学会などでも見かけるようにもなり、資本主義、社会主義といった違いよりも文化や宗教などのファクターをより重視する考察が増えていったことから、「法文化」という視点が、あたかもポスト・マルクス主義的であるかのように意識された。折しもポスト冷戦時代の幕開けに「文明の衝突」（サミュエル・ハンチントン）が言われたように。民族紛争が多発化し、イスラームというファクターが国際政治においてもクローズアップされると、あたかも文化や宗教の違いが原因で人々が争っているかのように表象されたのである。

しかし、「法文化」論とは、経済的土台から上部構造に向かうというような単純な話ではなく、近代化をめぐる様々な経路、そこでの紆余曲折を考察することでもある。

このような問題系列に関して示唆的なのは、ケヴィン・アンダーソンの『周縁のマルクス』である[(51)]。つまり、エドワード・サイードほか多くの思想家、論

---

(50)　同上、57-58頁。

(51)　Kevin B. Anderson, *Marx at the Margins : on Nationalism, Ethnicity, and Non-Western Societies*（The University of Chicago Press, 2010）. ケヴィン・B・アンダーソン（平子友長監訳）『終焉のマルクス』ナショナリズム、エスニシティお

者が指摘してきたように、マルクスもまた19世紀のヨーロッパ中心主義あるいはその裏返しとしてのオリエンタリズムの枠を脱しえなかったという有力な見地がある一方で、それとはむしろ逆の反植民地的な方向性がマルクスの中にあり、未公刊のものも含まれる非西洋社会、前資本主義形態についてのマルクスのノートは、すべての非資本主義社会が不可避的に資本主義社会に移行していくわけではないという見解を強めるものであった。[52] 加えて、同書は単に「ポストコロニアル」の先鞭のごとく「周縁」地域へのマルクスの関心を扱っているのみならず、前資本主義社会に対する晩年のマルクスの関心を扱っており、とりわけ第6章「非西洋社会および前資本主義社会に関する晩期の所著作」は傾聴に値する。すなわち1871年のパリ・コミューンの敗北後、マルクスは、非西洋農業社会への関心を強め、未公刊のものを含めて膨大な関連文献の抜粋ノートを作っていた経緯である。[53]

したがって先に述べた「もうひとつのマルクス主義」とは、資本制の原理や現状分析を扱うのとはまた異なって、歴史的・空間的に非資本制的、あるいは資本制が未発達な社会や「周縁」部の社会構造を問うものであり、法文化論は、その一環とみるのが、マルクス主義法理論の視点からは有意義である。

アジア的生産様式論について、日本では、歴史学の領域でかなりの論争や個別地域研究の蓄積があったが、法学の領域では近代主義の影響――商品経済の発達に連動した権利義務観念の成長や市民社会の発展など――が強かった反面、議論の蓄積が分厚いわけではない。しかし、旧社会主義圏における体制変動や日本も関与した「法整備支援」の問題は、表面的に継受された近現代的な法典の制定とは別に、改めてこの問題を俎上に載せることになったといえる。

よび非西洋社会について』（社会評論社、2015年）。

(52)　同上、6-8頁（「日本語版の序文」の著者の記載によるもの）。

(53)　*Ibid.,* pp. 同上、293-348頁。

5. マルクス主義法理論のブラインド・スポット：家族・環境

1980年代当時、旧来の社会主義婦人論とラディカル・フェミニズムの流れの両者の止揚を目指したのが、いうまでもなく上野千鶴子『家父長制と資本制：マルクス主義フェミニズムの地平』であった[(54)]。それから数十年たって、本書が復刊されるにあたり、著者自身が「本書がもしわたしの指導学生の博士論文であれば、大幅な改定を求めたであろう[(55)]」とはいうものの、本書のもともとの切れ味の鋭さは否定すべくもない。そこで問題になっているのは、単に伝統的マルクス主義が問題にした資本制の階級支配でもなく、フェミニズムが問題にした性支配でもなく、「家父長制的資本制」の歴史的位相であった。

他方、上野が、人権思想に根差す自由主義的な女性解放思想の歴史的意義を過小評価しないものの、それが「思想」であったとしても「理論」とみなしていないのは、〈「女性の権利」という「正義」が行われることを要求するけれども、この「正義」がなぜ達成されないかの社会的メカニズムについてのどんな解明もない〉からだという[(56)]。その限りでないこともあろうが、もしそうした位置づけを受け入れるならば、マルクス主義的な法理論とは、それに対する一般的なイメージと異なって、「思想」というよりは何よりも「理論」でなくてはならず、「規範的正義論」のオルタナティヴのようなものを提示することを目的としているわけではない。マルクス主義であれば、なぜブルジョア社会における「規範的正義」が構造的な理由でその反対物に転化するのかを重視するであろう。

上野が、（往々にしてマルクス主義に無関心な）ラディカル・フェミニズムの理論的功績のひとつとみなしていたのは、「市場」の外部に「家族」という社会領域を発見したことであり、さらにいうと、「市場」の外部に発見した二つ

---

(54)　原著は、岩波書店から1990年に出版されているが、本稿で引用、参照の際、頁数については2009年に岩波現代文庫から復刊されたものに依拠する。
(55)　同上、419頁。
(56)　同上、15頁。

の領域が「自然」と「家族」であったことである。そして、「市場」は閉鎖系ではなくその実、開放系だったにもかかわらず、近代経済学は「市場」内部を閉鎖系として、そこでの交換ゲームを扱っていた。しかし、システムには必ずそれに関与する外部「環境」があり、「市場」システムもまた、「自然」「家族」という外部環境からヒト・モノをインプット・アウトプットしてきた。上野の図式的整理によると、「自然」からは「市場」はエネルギー、資源をインプットし、代わりに汚染物質、産業廃棄物をアウトプットする。他方、「家族」からは「市場」は労働力をインプットし、老人、病人、障がい者などをアウトプットする。(57)

そうした意味では、家族と自然・エコロジー（一般に言われるところに環境や生態）とは、別々の問題系列にみえつつも、資本制が自らの存続のためにそこから養分を得つつ、自ら処理しきれないものを「アウトプット」する点では共通している。しかも一般に伝統的なマルクス主義は、資本制の市場については、比類のない分析をしてきたが、家族や自然・エコロジーとなると、往々にして視野にないか、沈黙するか、という具合であった。

むろんエンゲルスが晩年に『家族、私有財産、国家の起源』（1884年）という著作を書いていた。(58) これは、エンゲルスがマルクスの遺稿を整理している中で、先述の通り、晩期のマルクスが、歴史的、空間的に非西欧社会、非資本制の社会への関心という一種の人類学的転回をみせていたことを改めて発見したことに端を発しており、色々と含蓄に富んでいるが、ともすると性支配や家父長制が、（エンゲルスの意図は別としても）私有財産制や階級支配に求められるという一種の「還元主義」をも、もたらした。

エンゲルスは、同書第2章「家族」で次のように言っていた。

---

(57)　同上、9頁。

(58)　Friedrich Engels, Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats, MEGA Ⅰ/29（Dietz Verlag, Berlin 1990）. 引用に際して、以下の戸原四郎訳を参照した。エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』（岩波書店、1965年）。

今日、すくなくとも有産階級では、夫は大多数のばあい稼ぎ手であり、家族の扶養者でなければならないが、このことが彼に支配者の地位を与えるのであって、これは法律上の特権を一つも必要としない。夫は家族のなかでブルジョアであり、妻はプロレタリアートを代表する。しかし、産業の世界では、プロレタリアートの重荷となる経済的抑圧の特殊な性格は、資本家階級の法律上の特権がすべて取り除かれて、両階級の法律上の完全の同権がうち立てられたときにはじめて、十全の鋭さで現れる。民主的共和政は、両階級の対立を止揚するものではなくて、反対に、それがたたかわされる地盤をはじめて提供するのである。そして同様に、近代的家族における夫も妻にたいする支配の独特な性格や、夫婦の真の社会的平等を樹立する必要性ならびに方法も、夫婦が法律上で完全に同権となったときにはじめて、白日のもとに現れるであろう。そのときには、女性の解放は、全女性が公的産業に復帰することを第一の前提条件とし、これはまた、社会の経済的単位としての個別家族の属性を除去する、ということがわかるであろう。(59)

ここでエンゲルスが問題にしているのは、日本でかつて近代主義的知識人によって批判された古い「家制度」や「封建的家族」の類のことではなく、実際そう言っているように（現代に通じる）「近代家族」modernen Familie である。つまり民主共和政のもとで階級対立が止揚されるわけではないこととのアナロジーではあるが、男女の法律上の同権のもとで家族内部の支配構造が白日のもとにさられることを言っているからである。ただ、興味深いのは、その先のエンゲルスの「未来予測」であって、生産手段の社会化という社会主義的変革によって単婚は消滅しないばかりか「むしろはじめて完全に実現されるであろう」と言い切ってしまっていることである。そして、「婚姻締結の完全の自由は、資本主義的生産とこれによってつくりだされた所有関係とか除去されて、

(59)　*Ibid.,* S.186-187. 同上、97-98頁。

いまでもなお配偶者の選択にきわめて強い影響をおよぼしているすべての副次的な経済的配慮がそれによってとりのぞかれたときにこそ、はじめて一般的に達成できるのである。そのときには、相互の愛情以外に、もはやどんな動機も残らないのである」という。(60)

このような素朴な見通し――いうならば、ブルジョア社会における単婚制度は「不純」であって社会主義社会のそれは「純粋」であるという――は、後にマルクス主義フェミニズムなどによっても批判されてきたであろうが、エンゲルス自身、いわゆる19世紀的なヴィクトリア朝的家族道徳という「政治的無意識」（フレドリック・ジェイムソン）から自由ではなかったであろう。とはいえ、もともと裕福な資本家の家庭に育ち、自由奔放なブルジョア青年、紳士であったエンゲルスは――マルクスの生活費を工面していた――持ち前の反骨精神と批判精神もあって、そうしたことは先刻承知のうえで、あえて「相互の愛情以外に、もはやどんな動機も残らない」などと見得を切ったのかもしれない。ただし、それでも当時としては、エンゲルスのような社会主義者が婦人の解放について語るのは、かなり先進的で、プルードンのようなアナーキストが女性の権利そのものに反対していたことなどに比べればなおさらである。(61)

他方、（私生活においては家父長的だったといわれる）マルクスは、エンゲルスのような近代家族に関する素朴な未来予測など残していないが、『資本論』における労働力再生産費用の問題が、いわゆる「家族賃金」の問題でもあるこ

---

(60) *Ibid.,* S.193. 同上、107頁。

(61) Kevin B. Anderson, *op.cit.,* p.199. 前掲、平子友長・監訳、298頁。アンダーソンによれば、「エンゲルスは、その先駆的な著作において、ジェンダー的平等を支持する非常に強力な議論を展開し、主流な一般世論のみならず、社会主義言説にも見受けられる偏見に異議を唱えた。というのも、プルードンのような人物たちは、女性の権利に対する憎悪をはばかることなく表明していたからである。さらに、エンゲルスはリベラルなフェミニズムに対するオルタナティヴを提示した。なぜなら、彼は、女性の従属を経済的領域に結びつけ、女性の解放は、階級支配が存続する限り完全に達成されることができないと述べたからである。」

とを、はからずも告げている。

> 労働力の所有者は不死ではない。したがって、市場の現れることが、貨幣の資本への継続的転化の前提とするように、継続的のものでなければならぬとすれば、労働力の売り手は、永久化されなければならぬ、「ちょうどすべての生ける個人が永久化されるのと同じやり方、すなわち生殖によって」。摩滅と死によって市場から引き上げられた労働力は、最小限度にいっても、同数の新しい労働力によって、たえず補充されなければならない。労働力の生産に必要なる生活手段の額は、かくて、補充人員の生活手段、すなわち、労働者の子供たちの生活手段を含んでいる。かくて、この特有なる商品所有者の種族は、商品市場で永久化されるに至るのである。(62)

マルクスは、他の個所で労働力再生産費用の歴史的、文化的な文脈をも指摘しているが、総じて、それらは、まさか労働者が一人ひとり孤立して生活を営んでいるわけではなく、労働力再生産の場としての家族の再生産費用を織り込んでのことである。そしてマルクスは、『資本論』第1巻8章「労働日」において、イギリスにおける労働時間をめぐる攻防の歴史について叙述しているが、19世紀半ば頃から「児童と婦人」に対する労働時間規制が強まっていく過程についても言及している。つまり当初は、少なくとも労働者階級の間では、児童や婦人も労働力商品の担い手であったが、工業化が進むにつれて男性が主要な労働力となっていくことがうかがえる。ただし、その場合でも、当時、児童や婦人が労働力市場から一貫して放逐されていったというわけではなく、結局、景気循環を通じて、「相対的過剰人口」、「産業予備軍」との間を行き来していたといえる。

労働力再生産の場としての家族（産業予備軍のプールを兼ねる）と資本制の

---

(62)　MEGA Ⅱ/10（Dietz Verlag, Berlin 1991）, S.156-157. 訳は向坂逸郎訳を参照した。マルクス『資本論』（一）（岩波書店、1969年）298-299頁。

現場との関係が、さしあたり「家父長制的資本制」ということになるが、これはいわゆる「封建的遺制」の残存の結果として「家父長的」になっているということではないだろう。

したがって、日本では川島武宜の、1940年代後半から1950年代の一連の旧家族制度に関する論考において、まさに「封建的家族制度」――あるいは新憲法制定や民法改正後も残存し続けたとされるそのイデオロギー――からの脱却が急務であると強調されていた際の家父長制[(63)]と、上野が検討対象としている家父長制とでは、当然、ずれがある。川島は、1946年の時点で「今やまた民主主義革命はそれに照応した民主主義的家族形態・その原理を持たねばならぬのであり、その地盤の上にのみ真に民主主義は成りたち得るのである」と力説しており[(64)]、当時としてはそうした主張自体が驚くほど急進的であり、多くの反発や拒絶反応をもたらしたであろうことは想像に難くないが、それから数十年経って、上野の問題地平は、まさにそのような「民主主義的家族形態」であった。「民主主義的家族形態」とは、別に家族内部で民主主義的討論が行われているとか、そういう意味ではないが、日本的文脈では戦前の家制度が否定され、社会学的には「核家族」などが増加していく中で見いだされ得る戦後民主主義の中でのありふれた家族形態＝近代家族である。

問題は、こうした民主主義的家族形態が、市場の「外部」にあるといっても、その「外部」とは資本制と無関係ということではないことである。

---

(63)　川島武宜『日本社会の家族的構成』（岩波書店、2000年）、156頁。そこでは次のように述べられている。「家父長制は、家長が家族構成員に対して支配命令し、後者が前者に服従する社会関係である。その具体的内容は、第一に、家族構成員に対してその行動を決定し、それに服従させる家長の権力。第二に、この権力を保障するための道具としての、幼少時からのしつけ、および家族内の『身分』の差別と序列、家長による財産の独占と単独相続制、家長の『顔』（権威）を支える諸々の行動様式（中略）。以上の諸要素は、旧武士・地主層にあってはその程度がつよく、一般庶民にあっては原則として弱い。」（初出は、「イデオロギーとしての『家族制度』」、『世界』115号、1955年）

(64)　同上、24頁。

マルクスは労働力商品化の進行に際して、生産者の生産条件からの分離（土地囲い込みなどによる農民の追放、伝統的職能団体の解体など）という資本の本源的蓄積過程を論じており、それはイデオロギー的には自由で平等な個人の成立ということになるが、上野は再生産、リプロダクションをマルクスのいう労働力の再生産（明日も働けるための身体、生命の維持）という狭義の意味においてのみならず、新たな労働力の担い手の再生産にも直結するリプロダクション＝生殖の意味でも用いている。そして、上野によれば、恋愛結婚にもとづく近代家族は、資本制が生産の「自由市場」を前提するのと同様に、再生産の「自由市場」において成立するのであり、両者は無関係ではなく、互いに通底しあっているという。なぜなら再生産の「自由市場」で出会うのは、親族構造から理念的には自由な単身者であり、こうした条件を整備したのが、土地から自由な個人を「労働力」として商品化した資本制であったからである。「土地を持たない無産者でも自分の労働力を売りさえすれば、自分の家族を営み維持することができるようになった。このメカニズムを抜きにしては、近代化にともなう婚姻率の飛躍的な上昇と、単婚家族の大衆的な成立を語ることはできない」というわけである。(65)

なお戦前の家制度が戦後解体され、家族法といういわば「法的上部構造」は変化したにせよ、川島が強調していたように、古いイデオロギーや「意識」の変化は、制度の変化よりも遅れるというのは、その通りであろう。今なおそうした家制度的なイデオロギーは残り続けているだろう。

ただ、そうであったとしても、上野の場合、戦前の家制度ですら封建遺制と呼ぶのは正しくないとし、むしろ明治政府の発明品、〈「家」が前近代的なものどころかきわめて近代的な発明品〉であると強調していた。つまり、家制度はたしかに封建制下の武家の伝統を受け継ぐが、それは身分制社会における「常民」（柳田国男）の伝統と同じではないという。そして上野は、伊藤幹治『家族国家観の人類学』の業績に依拠しつつ、明治民法が「常民」的な家族習俗に武

(65)　同上、215頁。

家の家父長的な家族法を持ち込んだとしている。なおかつ、それに類比し得るのが、19世紀英国ヴィクトリア朝時代の家族性崇拝（性道徳、男らしさ女らしさなど）、「ヴィクトリアン・モデル」だともいう。[66]

川島の言い方によると、（戦前）民法の家族法では、「封建的」な旧武士層の家族制度は近代法的な諸要素によって「修正」され、その意味では「半封建的」という性格付けが与えられ、しかも「民衆の生活から遊離していた」（民衆の間では、末子相続や分割相続、自由結婚等の慣行が、農村山村漁村で存在し続けていたという）。[67]

明治民法の家制度も「ヴィクトリアン・モデル」も、時代が時代だけに、近代主義者からすればむしろ十分に近代的でないということにもなるが、にもかかわらずそれらは上野の視点では「近代家族」の成立に他ならないということになる。

・　　・

同様な問題意識からも、「近代家族」を自己矛盾的な概念とみなすのは『社会主義と婚姻形態』の著書でも知られる森下敏男である。すなわち、20世紀に入ってからの「近代家族」は、夫と妻の形式的平等を基礎とするが、生産と消費の場が分離する資本主義的経済構造の下で、夫婦分業が不可避となり、典型的な近代家族は、男が外で働き、女が家を守るという形式ととり、「近代家族」は、不可避的な「家父長制」的である意味では、実は「近代」家族とは言えないという逆説が成立することになったという。そして家族の近代化が本当に完成すれば、かえって家族はその存在意義を失って解体していく運命にあり、そこまで極端にいかなくても、近代家族は大きく動揺する、と。その際、森下自身がかつて研究していたロシア革命後のソ連における家族消滅論（男女の実質的平等のための事実婚主義の採用、家事労働の社会化などの1920年代に推進さ

---

(66)　前掲、上野『家父長制と資本制』、227-231頁。
(67)　前掲、川島『資本社会と家族的構成』、173-174頁。

れた政策）は、近代家族の未来像を正しく示唆していたのではないかと、皮肉のきいた指摘がなされている[68]。

ロシア革命によっても、一夜にして家族に関する意識や家父長的構造が変わったわけではない。ただし、革命によって家族制度が激変を受けたひとつの歴史的事例である。急進的な政策は、ロシア革命直後の男女同権と婚姻の世俗化（教会婚の廃止）にとどまらず、事実婚と法律婚との同等化、単意離婚制度の導入などを通じて推進されていったが、かえって男女関係が混乱し、スターリン時代に揺り戻しが起きた[69]（「社会主義的家族」の強化の名のもとに、離婚の制限、堕胎罪の創設、母性保護、同性愛行為の反革命視と刑事罰化など）。他方、ソ連では、中央アジアにしばしばみられるような多子家庭などを除けば「専業主婦」といった存立基盤はないため、男女ともに労働力の担い手であり、医師や教師、地方ソヴィエト代議員などでは、女性の比率のほうが上回っていた。しかし、家庭内での家父長的支配構造が改まったとは言い難かった（たいてい、女性の側が仕事と育児、家事、商店の行列などの負担にあえいでいた）。

紆余曲折を経て第２次大戦後の「全人民討議」を経て制定されたソヴィエト新家族法は、法律としてはまさに近代的家族法である[70]（ユニークなのは、婚姻も離婚も「熟慮期間」を設けていて、一度の届出では認められず、期間を置いて二度出頭しなければならない）。第二次大戦後、ソ連はアメリカに次ぐ離婚大国となる。

ソ連解体後の現代ロシアの体制転換は、それに見合った法制度上の転換を大々的にもたらしたが、資本制への転換にとって死活の意味をもつ財産法など

---

(68)　森下敏男「近代とは何か――高橋報告へのコメントを契機として――」、『社会体制と法』第5号、2004年、22頁。なお、この森下の論考は、同所収の高橋一彦「帝政ロシアの『近代経験』――一つのケース・スタディー――」の元々の研究会報告に対するコメントとして掲載されたものである。

(69)　経緯については、森下敏男『社会主義と婚姻形態：ソビエト事実婚主義と研究』（有斐閣、1988年）。

(70)　第二次大戦後のソ連家族法制定過程についての研究は、河本和子『ソ連の民主主義と家族：連邦家族基本法制定過程1948-1968』（有信堂、2012年）。

の分野と異なって、家族法の分野は、ソ連時代と比べても比較的変動が少なかった。もともと第二次大戦後のソ連家族法（民法典とは別個に家族法典が存在する）は、とりたてて社会主義的なイデオロギーによって説明しなければならないようなものではなく――すでに資本主義国でも男女の法律上の平等が進んでいた――ソ連が消滅したからといって、今さら「前近代的」な文字通り家父長的な帝政ロシア時代の家族法に戻すなどということはできなかった。ただし、資本制化した現代ロシアでは、政治、経済、労働の分野で、女性の比率が社会主義時代と比べて後退していった。様々な意味で「アファーマティブ・アクションの帝国」（テリー・マーチン）であったソ連と異なって、資本制化した現代ロシアでは、先進国の近代化に通常みられるような諸々の格差が露見し、「玉の輿」願望も出てくることになる。

こと家族関係について、ロシアでは、サイクル的にはロシア革命後の1920年代（急進化）→スターリン時代（揺り戻し）→戦後（急進化ではないがリベラル化）→ソ連解体後（新たな揺り戻し）ともなるが、ソ連解体後の現代ロシアについて「新たな揺り戻し」と書いたのは、家族法自体が何か復古的なものになったわけではなく、依然、近代的なものだが、そのもとでの、いわば家父長的近代家族が資本主義化のもとで顕わになっているからである。また現代ロシアでは、「西側由来の」フェミニズムという言葉は、概して女性知識人や学者からも、腫れ物に触るように扱われる傾向にある。

なお、現代ロシア憲法の38条1項は「母性、児童および家族は国家の保護下にある」と規定する。一見、何の変哲もない「社会国家」的規定であるが、それも解釈しだいである。志願制に基づいて入隊した男性軍人コンスタンチン・マールキン氏が、離婚後引き取った幼児の育児休暇を所属部隊に申請したところ、「軍人地位法」を理由に却下され、憲法裁判所に提訴した。憲法裁は、軍務の「公益性」などを理由に女性軍人にのみ「例外的」に育児休暇の取得を認めている軍人地位法は合憲と判断した（ただし別途出訴した欧州人権裁判所では性別を理由とした差別にあたると条約違反を認定された）。その際、ロシア憲法裁は、「母性保護」を憲法的価値とし、育児休暇をめぐる男性軍人と女性軍人の

取り扱いの違いを差別ではない、とした。[71]

スターリン時代にも母性保護的なイデオロギーは高まっていったが、ソ連解体後のロシアでは、生活苦から出生率が下がり、プーチン時代になってから、母性保護が強調され始め、年金財政の悪化とあいまって少子化対策のため出産奨励的な政策がとられている（2020年の改憲では婚姻を「男女の結びつき」と明記し、暗に同性婚を法の保護外に置いた）。今後、日本と同様、ロシアもまた近代家族の様々な諸矛盾に直面していくと思われる。

•　　•

ソ連の初期にみられたような家族の消滅論やその後の揺り戻しとしての家族の強化論や再構築論について、青木孝平は、いっけん正反対の主張にみえながら、どちらも独立した自由な意思主体としての個人を想定し、男女の平等な契約婚という市民的権利のイデオロギーの系譜に位置しているものとみる。[72]

もともと宇野弘蔵の経済原論の影響を受けた青木の近代家族の把握とは、資本主義の景気循環システムの作用のもとで、労働者がたえず市場に投じられてアトム的な私的所有権者とされる一方、市場から引き離された相対的過剰労働力を扶養しなければならず、市民社会における独立・自由・平等の個人からなる所有権法（財産法）的関係は、その背後に、一定の被扶助・要保護人口から成る家族法的な人間関係があることを存立条件にしている、というものである。そこからさらに、青木は、所有権法的な個人主義原理と家族法的な扶養・扶助の原理とは、どのようにして統合が可能なのかという問いを発する（市民社会における家族法のレゾンデートル）。これはまず先に触れた家族賃金としての労働力再生産費用の問題にかかわってくるが、仮に労働者でなくて資本家であったとしても「企業者利得」の観念のもとで、「標準的な家族」を維持する

（71）Определение Конституционного Суда Российской Федерации от 15 января 2009 года No. 187-O-O.

（72）青木孝平『経済と法の原理論：宇野弘蔵の法律学』（社会評論社、2019年）、184頁。

法的規範が生じることになり、またそこからさらに世代を超えて所有の継承、生存家族員に対する生活保障のために「相続」が必要とされる。そして、もっとも重要な機能として、先に触れたように、景気変動に左右されつつも相対的過剰人口の維持があり、さらに老人、疾病者、障がい者のなかで労働力を喪失した場合、経済的扶助の対象となり、青木いわく、「資本主義における労働力の商品化という『無理』が、むしろここに集中的に表現されている[(73)]」。

労働力商品化の「無理」とは、マルクス本人よりも、『資本論』を解釈した宇野弘蔵の独特の言い回しだが、「労働力」という人間の中に潜在するポテンシャルは、資本によって生産し得るものではく（法律上は有体物でも無体物でもなく）、文字通り「無理やり」創り出されたという意味合いである。「造反有理」と違って「労働力商品化無理」説ともいわれる。

結果として、資本主義社会は、所有権法の契約関係だけでは社会を一元的に編成することができず、その真っ只中に経済的相互扶助や私的保護といった領域を組み込まなければ、一社会として存立できない。ゆえに、民法は「所有権法」（財産法）の外部に、それと不可分の体系として「家族法」を配置して、私的自治規範として統一性を確保することになるという[(74)]。

青木は、家族法の歴史に関する段階論的スケッチをもしているが（重商主義政策としての家族法、自由主義政策としての家族法、金融資本的政策としての家族法、現代資本主義法としての家族法）、イギリスの家族法の歴史に関して興味深いのは、18世紀後半にいたって市場の自己調整メカニズムが作用するに及んで、労働者の賃金が、ほぼ家族の再生産費用のレベルに収斂し、19世紀には「主婦婚marriage of housewife」と呼ばれる婚姻形態が広がっていったことである。また1796年に救貧法が改廃され、扶養は家族の私法上の個人責任に委ねら

---

(73)　同上、188-191頁。ここで青木が指摘するように、マルクスが、過剰人口の底辺に老人、疾病者、障害者、受給貧民などの存在をあげ、資本主義的生産にとっての「空費」も扶養費として労働賃金のなかから負担されることを述べている。

(74)　同上、191-192頁。

れることとなったことである[75]。これら一連の経緯は、自由主義のあとに「福祉」が出てくるのではなく、資本主義の発達（自己調整的市場の作用）が、ある種の「福祉」あるいは公的扶助を縮小させ、「近代家族」を出現させたことをうかがわせる。

ただし、青木は、「家父長制家族」の法的完成を、金融資本段階におけるドイツ民法典 BGB（1896 年公布、1900 年施行）に典型的に見出している。そこでは、夫を家族の第一次扶養者とし、婚姻を標準的に主婦婚とし、妻の家事に関する法律行為を夫の責任とし、その他、夫による家族財産の管理、子に関する親権の夫への専属などである。その場合の「家父長的家族」とは、青木によれば、「一部の近代主義者が主張するような前近代の遺制でもなければ、フェミニズムが強調するような資本制から独立した超歴史的な性支配と見なすべきでな」く、それは「あくまでも後発資本主義における金融資本的蓄積がもたらした、きわめて近代的な家族形態として定義すべき」だとする[76]。こうした意味では、先に触れた上野の「近代家族」についての見方は、ここで青木がいう「フェミニズム」と違って、むしろ青木自身の見地と類似しているのではないか。資本制市場とその「外部」との関係性についても、しかりである。

•　　•

いつの時代でも「家族の解体」を憂慮する言説があり、先に触れた上野の『家父長制と資本制』にも、〈再び「家族の解体」が問題視されている〉という指摘が出てくる[77]。むろん上野自身が、「家族の解体」を憂慮しているのではなく、そうした言説がささやかれる背景には、上野のいう「人口停滞」の問題、その原因としての晩婚化、婚姻率の減少、離婚率の上昇、出生率の低下などがある。そうした意味では現代日本の家族は「解体」して久しいということにもなるが――ところが当時（1980年代）上野は「日本では、ヨーロッパ諸国です

(75)　同上、194-195頁。
(76)　前掲、上野『家父長制と資本制』、196頁。
(77)　同上、297頁。

でに起きているような「家族の解体」は、まだ十分に深刻化しているとは言えない」と指摘していた[78]――「解体」言説は、文字通り解体してしまったということでなく、ユニットとして維持されていてもうまく機能しないということだという[79]。その場合、老親介護の責任をうまく果たせなかったり育児の質が低下したりといったことを憂慮するのは、伝統的な性別役割分担を前提としてのことであり、往々にして高学歴の働く女性がターゲットにされたが、諸々の社会環境、とりわけ「経済」領域が近代家族の機能変遷に対応できていないということでもある。

上野がそこで展望していたのは、それらの諸領域「関係」の再編であり、もっというと「労働」概念の再編である。それは単に「〈労働〉からの解放」ということではなくて「〈労働〉概念からの解放」と言い換えて、時折、疎外論などにも立ち戻っているが、それは、上野はそう明言していなかったものの、脱「労働力商品」ということではなかったか。つまり、ひとたび労働力商品化が進行したことによって、「再生産」領域が非労働として、資本制の外部としての家族の領域となると同時に資本制がそこから養分を得ていた。

往年の家事論争（主婦論争）は、起こるべくして起こったともいえる。マルクス主義経済学寄りの〈家事労働は使用価値を生むが交換価値を生まない（非生産労働）〉という1960年代当時の反応のひとつは、むしろ家事代行業などの現実によって否定されているが、他方、〈賃金労働者になることが女性の解放なのではない〉といった、ある意味で至極もっともな当時のもうひとつの反応も、ここ数十年の新自由主義段階で女性の労働力商品化の更なる進行――少子高齢化が進み保守的な政治家でも女性を家庭の存在などと言わなくなり「総活躍社会」と言い始めた――が進んだことによって、また低賃金女性労働者も増加したことによっても（しかも上野的な言い方では、他に生活上のバッファがないプロレタリア化した賃金労働者）、あらたな仕切り直しをせまられてきた。

---

(78)　同上、300頁。
(79)　同上、301頁。

ここでもやはり、社会全体としては、資本という物神を基軸にして、市場と家族という領域間のインプット、アウトプットの微修正が行われてきた。

「労働概念」の再考についてのマルクス主義における研究としては、モイシェ・ポストンの『時間・労働・支配』がある。[80] ポストンの議論の特徴は、「伝統的マルクス主義」に対する批判であり、「伝統的マルクス主義による解釈とは反対に、その最も根本的なレベルにおいてマルクスの批判理論は、労働を肯定する立場からなされる、階級搾取の様式に対する批判ではない」と強調する。[81]「労働」は、批判の立脚点ではなく批判対象であり、この意味でも近代社会批判としてのマルクス主義は本来、「プロレイバー」ではないことがわかる。となると、かつての社会主義国家における、土地・生産手段の社会化・国有化のもとで搾取を廃絶したと称する労働も、近代的な労働概念を超え出るものではない。現にロシア革命後のソ連で称揚されたのは、米国発の労働の効率的管理、テイラー主義である。[82]（フレデリック・テイラーは労働組合無用論を唱えたが、皮肉なことにソ連の労働組合も「労働組合」ではなかった）。

『資本論』のサブタイトルが「経済学批判」となっていたように、ポストンの見立てでは、その趣旨は、資本主義社会における労働を超歴史的な「労働」として概念化した古典派経済学を批判することにあった。[83]「家事労働」概念もそうした意味では、伝統的な「労働」概念の延長でとらえたものでもあり――む

---

(80)　Moishe Postone, *Time, Labour, and Social Domination: a Reinterpretation of Marrx's Critical Theory*（Cambridge University Press, 1993）. モイシェ・ポストン（白井聡、野尻英一監訳）『時間・労働・支配：マルクス理論と新地平』（筑摩書房、2012年）。

(81)　同上、11頁（ただしこの部分は日本の読者に対する序文なので原著にはない）。

(82)　それは当時のレーニンらソヴィエト権力の首脳によって自覚されていたことであるが、そもそも資本主義の発達が未熟な（労働生産性が劣る）後進的なロシアで、社会主義革命が遂行され、資本というムチなしに労働生産力を回復させ増進させるにはどうしたらよいかということで、結局、合理的な労働のマネジメントという社会工学をもってこざるを得なかったのである。

(83)　Postone, op. sit., p.58. 邦訳、108頁。

しろ現実面をとらえて「シャドウワーク」という言い方もなされたが――他方、それが使用価値であって交換価値でないといった素朴な反応も、一見マルクス（というよりは古典派経済学）的な語彙を用いつつ、十分マルクス的ではない。しかもあらゆる有形無形のものを商品化するポテンシャルを有している資本主義のもとでは、うかつにも「使用価値であって交換価値でない」などということを、静態的にいうことはできないだろう。

総じて、かつて、「講座派」的な見地の影響を受けたマルクス主義的な近代主義のもとでは、「封建的」ないし「半封建的」遺制からの脱却が第一義的課題であり、家制度は、その権化とされた。先に触れたように、川島による、第二次大戦直後の一連の家族法関連の論考が、そのことを物語っていた。しかし、その後、戦後民主主義のもとで、改めて「近代家族」の分析が進み（ラディカル・フェミニズム、マルクス主義フェミニズム）、前近代の名残にみえる家父長制も、むしろ近代的構成物であり、それは封建的イデオロギーと無縁ではないものの、家庭は近代資本制市場の労働力供給地でもあり、相対的過剰労働力や労働力市場からドロップアウトした者の包摂地でもあった。これが「家父長制と資本制」との関係であり、森下が、「近代家族」は資本主義経済との関わりで不可避的に家父長制的である意味で、実は「近代」家族とはいえず、家族の近代化が本当に完成すれば、かえってその存在意義が失われていくと述べたのは、「近代家族」の自己撞着的性質を物語っているであろう。

他方、「近代家族」が実際に解体したわけではないにしても、介護や育児をめぐって、うまく機能しないゆえに、家父長制と資本制との関係をマイナーチェンジするような提言や政策が福祉国家のもとで追及されてきたのも事実である。その場合、日本でいう選択的夫婦別姓の導入案や男性に育児休業取得を推進することは、近代家族そのものを揺るがすわけではなく、逆にそれを何とか維持して世代間の労働力再生産＝生殖（リプロダクション）を活発にしようとするものだろう。反面、国家による生殖への介入に反発する向きもあるだろう。

それに比べて労働概念からの解放といった、よりスケールの大きな問題は、

家族形態の在り方だけに集約される問題ではないが、「家父長制と資本制」というマルクス主義的問題系列からすれば、もっとも興味深い問題である。ただし、そうした展望も、暗黙に「近代家族」の維持を念頭に置いたものなのか（かつてエンゲルスが社会主義的変革によって真の単婚が実現すると予測したごとく）、それとも、婚姻や扶養に関する法的形態などのあり方をも変えていくのか、いぜんとして不確定でもある。

•　　•

資本制市場が外部化した「環境」、「生態」を社会科学が議論対象としたのは、せいぜい、ここ40～50年のことだろう。例えば「土地」とは、マルクスの地代論がなかば告げているように、狭義経済的には環境や生態そのものではなく、いわば物象化された「土地・生産手段」であり、所有権の対象としては擬制資本、擬制商品であった。

もともとマルクス的な問題意識から発しつつ、狭義経済から、資本制市場の外部としての環境、生態系を視野に入れた広義経済的思考において先駆的だったのは1970年代の玉野井芳郎『エコノミーとエコロジー』だろう。玉野井は、当初は宇野弘蔵の影響下にありつつ、米国ではむしろ近代経済学を学んだが、その限界を感じたのか、結果的には独自の広義経済学に転回した（新古典派モデルに見切りをつける遍歴は、玉野井より10歳若い宇沢弘文の遍歴と似ている）。

玉野井は、アダム・スミス以来の全経済学の歴史において、ひとりマルクスが、Stoffwechselという言葉を用いて、生産と消費の関連を人間と自然とのあいだの物質代謝の基礎上にとらえようとしたといい、そこでは人間も自然質料にたいして自然力として対応し、人間の自己再生産が人間と自然とのあいだの物質代謝の過程をとおして初めて確保されるという見地を前面に打ち出していた。(84)

(84)　玉野井芳郎『エコノミーとエコロジー』（みすず書房、1978年）、42頁。

先に触れたように、上野千鶴子が、資本制と家族との関係を論じるにあたり、〈「市場」は閉鎖系ではなくその実、開放系だったにもかかわらず、近代経済学は「市場」内部を閉鎖系として、そこでの交換ゲームを扱っていた〉と指摘していたが、それについての詳細な認識は、すでに玉野井によって生態学的見地から示されていた。すなわちエントロピー概念を導く熱力学の第二法則は、ひとつの閉鎖系、外界とのあいだにエネルギーの交換はあっても物質のやりとりはない、ひとつの特殊なシステムに適用される理論だが、生命系は、なによりも「開放系」を特性としている、ということである。(85)

また玉野井の強調点は、商品交換こそが人間にとって、あるいはその共同体にとっての「外部」であって、それが内部化されるモメントが労働力商品化と土地の私有化であったことである(86)（このことからも、資本制が「家族」や「環境」を一種の自然として外部化しつつそこから不等価交換的に養分を得るという図式は、玉野井の認識によって、いっそう明らかになる）。

玉野井の「広義経済学」にとって、いぜんとして強力な理論的支柱となっていたのは、『資本論』を純粋資本主義論として原理論化した宇野弘蔵と「時代遅れの市場志向」を明らかにしたカール・ポランニーである。そこから玉野井は、市場経済におけるインプットとアウトプットという旧来の概念よりも通過物（スループット）という概念を用いる必要性を痛感する。というのも生産も消費も人間の生活にとっては自己目的ではなく、生産と消費の規模の拡大は必ずしも経済の成功指標となるものではないからであり、インプットもアウトプットも、ともにスループットとして、自己組織系としての経済システムを維持していくうえで必要不可欠な「物質代謝率」としてとらえなければならない、というわけである。(87)そこではマルクス経済学の生産力概念も相対化され、労働エネルギーの単位支出量あたりの産出高の増大を示す生産力概念が可能であったのも、資本主義の経済体制が、市場を媒介に工業を中心とする世界（非農業＝

(85)　同上、31-32頁。
(86)　同上、17-19頁。
(87)　同上、70頁。

非生命の世界）を作り出しており、経済学が工業における生産力の拡大を、エントロピーという概念の反省なしに、描き出すことができたからだとみる。[88]

宇野弘蔵からは「労働力商品化」の廃棄を、ポランニーからは「市場経済をふたたび社会の中に埋める」ことを展望として継承していた玉野井の立ち位置は、すでに当時から「脱成長」であった。他方、もともとマルクスの知的威力の強かった日本と比して欧米諸国では、マルクス主義のいわばエコロジカル・ターン[89]は、だいぶ遅れてやってくることになる。

西暦2000年に出版されたジョン・ベラミー・フォスターの『マルクスのエコロジー：唯物論と自然』は、従来のマルクス主義にエコロジーの思想を接合したというのとは異なり――〈マルクス主義とエコロジー〉ではなく――もともとの問題意識は、かなりスケールの大きいものであり、「エコロジーの起源を理解するためには、17世紀から19世紀にかけて唯物論と科学の発展に伴って生まれてきた新しい自然観を把握すること必要」というものである。つまり、ともすると通俗的に理解される「唯物論」だとか「科学」というものが、自然の支配や搾取の元凶のごとくみなされるのとは逆に、「唯物論と科学の発展が、いかにしてエコロジー的な考えを促進してきたか」という発想である。[90]

そのため、本書の前半は、マルクス以前の、実に古代ギリシャ以来の唯物論的自然観についての検証に費やされている。そのうえで、第5章が、マルクスの思想の中にある人間と自然との物質代謝（の亀裂）について論じ、また当時のマルクスがイギリスの農業経済学者ジェームズ・アンダーソン、ドイツの農政学者ユストゥス・フォン・リービッヒなどの議論に関心を持っていたことに注

---

(88)　同上、71頁。

(89)　米国のマルクス主義理論家のフレドリック・ジェイムソンは、西欧マルクス主義の系譜に関して（自らを含めて）マルクス主義の「文化論的転回」cultural turn という言い方をしているが、ここでは、それをもじって、マルクス主義の「環境論的（生態学的）転回」ecological turn という言い方を便宜的にしておく。

(90)　John Bellamy Foster, *Marx's Ecology: Materialism and Nature*（Monthly Review, 2000）. 邦訳は、ジョン・ベラミー・フォスター（渡辺景子訳）『マルクスのエコロジー』（こぶし書房、2004年）

目したものでもある。いずれも当時の土壌の肥沃度の減退についての危機感からの資本主義的農業に対する批判が含まれるが、フォスターがいうには、マルクスによる資本主義的農業への批判とエコロジー思想への寄与は、当時の「第二次農業革命」（肥料産業の成長、土壌化学の発展）の流れで理解されなければならず、『資本論』執筆過程で土壌に対する資本主義的収奪構造への体系的批判を展開することになった。(91)

それは、単に農法に対する批判というよりは、農業人口の減少と工業人口の増加が生み出している社会的物質代謝の亀裂、攪乱（現代でいう環境破壊）であり、そのことが『資本論』第1巻第13章「機会と大工業」の中の第10節「大工業と農業」や、第3巻第47章「資本主義的地代の創生」の中の第5節「分益経営と農民的分割地所有」で指摘されている。これらがいわゆる人間と自然との間の物質代謝亀裂論である。背後には、単に生産力の問題のみならず、土地所有の問題がある。

フォスターによる、マルクスの「物質代謝Stoffwechsel, matabolism」論およびそこから導き出される議論は本書の白眉といってよいが、(92)興味深いのは、そこでは、かつてのマルクス主義の将来社会ビジョンとしてあった、生産力と自然資源に関する楽観的なビジョンが退けられていることである。かつて、未来の社会主義的生産関係のもとでは生産力がいっそう増進し、富があふれ出るという素朴な予測があり、「労働に応じて」ではなく「必要に応じて」受け取るという共産主義の青写真の根拠のひとつには、この生産力神話があった。

しかし、まさにそのことは、環境への負荷から脱成長などを掲げる現代の「緑」の思想からマルクス主義が忌避されるゆえんともなった。反対にフォスター自身は、マルクスはむしろ資本主義的な農業生産は慢性的な問題を抱えており、その原因が究極的には生産を組織している持続不可能なやり方に求められることを繰り返し主張していたのだという。(93)

---

(91)　*Ibid.,* pp.144-154. 同上、232-247頁。
(92)　*Ibid.,* pp.155-177. 同上、247-280頁。
(93)　*Ibid.,* p.169. 同上、268頁。

またマルクスに触発された19世紀の工芸家、デザイナーとして英国のウィリアム・モリスが知られている。モリスによって描かれる小生産者的世界、都市と農村との分断の揚棄は、ともすると牧歌的なユートピアとみなされるが、フォスターによっては、マルクス主義におけるエコロジー的持続可能性の見地から、むしろ有力視されている[(94)]。

近時、マルクスの物質代謝論をさらに発展させグローバル化した環境問題に対するマルクスの復権をはかろうとしたのがマルクス研究者の斎藤幸平であり、前述フォスターや、『マルクスと自然』（1999年）の著者でも知られるポール・バーケットらの研究の不十分さがむしろ指摘されている[(95)]。従来あまり注目されていなかった、マルクス晩年の自然科学分野の様々な抜粋ノート、MEGA新資料にも着目した本格的な研究である。また、マルクス理論研究の流れでいうと物象化論と価値論との関連をより重視したものであるが、基本的なビジョンとしては、フォスター、あるいはかつての玉野井などと、それほど隔たっているとも言えない。例えば、フォスターは、マルクスのいうアソシエーショニズム（結合した生産者たちの社会）を、単に賃労働の廃止のみならず人間の大地からの疎外の廃絶という文脈でとらえ返していたが、斎藤もやはりアソシエーションを、際限なき資本の価値増殖による物質代謝の攪乱に直面した生産者たちの問題解決という文脈で理解している（ただし斎藤においてはエンゲルスの「自然の弁証法」の観点との違いが強調されている[(96)]）。また、そこでは、西側諸国の哲学・思想の分野で受け継がれてきた（もともと反スターリン主義であった）「西欧マルクス主義」が、マルクスの自然科学研究を無視したため、資本主義批判としてのエコロジーを展開することができないできたというジレンマが指摘されている[(97)]。

---

(94)　*Ibid.,* p.176. 同上、276-277頁。
(95)　斎藤幸平『大洪水の前に：マルクスと惑星の物質代謝』（堀之内出版、2019年）、113頁。
(96)　同上、311頁。
(97)　同上、292頁。

なお、マルクスの中にあるエコロジーの視点というのは、フォスターがいう、次のような流れで理解する必要があるだろう。すなわち、1859年は、ダーウィン『種の起源』が出版され、初の人類学会がパリで設立された年とも言われるが、フォスターによれば、こうした動向はマルクスにも大きな影響を与えていたのだとという。

> さらに、マルクスの場合には、この問題は農業の発展への関心を非常に密接に結びついていた。つまり、晩年の十年間、彼の研究が継続して焦点を当てていた（1860年代末から1870年代位にかけて地質学および農業化学について何百頁ものノートをとり続けていた）土壌への長期的関係である。それは『資本論』第三巻と、ロシアの人民主義者の議論を反映した、ロシアの共同土地制度の運命と、それが革命の展望とどう関係するのかということであった。最後に唯物論的歴史観の発展における源泉の問題があった。今や、その起源は古代ギリシャ以前、書かれた歴史以前、そして文献学的分析以前へと遡らなければならなくなった。そこで問題なのは人類の起源であり、長い「先史」時代における人間の制度の起源ということになった。この時期、マルクスはさらに植民地主義の研究に着手しようとしていた。それを通じて、彼は当然ながら世界の他の地域の発展を見ることを強いられ、次第に、現在「周縁部」と呼ばれる地域への資本主義の浸透の歴史に対して批判的になっていった。(98)

マルクスが、資本制に先行する社会に対する人類学的関心の中で、常に所有形態の問題を重視していたのは、資本制が、いわゆる本源的蓄積を通じて、土地と生産者との切り離し――私的所有は無主物先占のごとく人間が大地から果実を得ることによってではなく人間が大地から切り離されることによって成立した――によって可能になったこと、またそのことの裏返しとして、土地や生

---

(98)　Foster, *op.cit.,* p.218. 前掲、渡辺訳、343頁。

態と人間との本源的結びつきの諸形態を探るに至ったことである。現にマルクスの『資本主義的生産に先行する諸形態』は、共同体的土地所有の歴史的諸形態を考察するものであり、ローマ・ギリシャ的形態やゲルマン的形態、アジア的形態が引き出されるが、同時に征服などを通じて生じる奴隷制や農奴制自体は、マルクスがいうところの「生きて活動する人間たちと、彼らが自然とのあいだで行なう物質代謝の自然的、非有機的諸条件との統一」そのものをゆるがすわけではない[(99)]。むしろ、それらの分離を作り出す賃労働と資本こそ、説明を要するということである。

また20世紀の「現存した社会主義」において、意外にもフォスターが再評価しているのは1920年代のソヴィエトの生態学（ヴェルナツキー、ヴァヴィロフ）と、後にスターリンに粛清されるブハーリンの晩期の、〈環境―内―存在〉とでもいうべき視点で、実際に1931年にブハーリンが渡英してロンドンの科学史学会でそのことについて報告していたという事実である[(100)]。

というのも、ソ連に代表される社会主義体制においては、ふたを開けてみれば、環境破壊がすさまじかったという負の記憶が、一般的イメージとして、マルクス主義とエコロジーとの二律背反を決定的なものにしたからである。ソ連では、ペレストロイカ時代にアラル海の枯渇問題などが取りざたされたのみならず、破局的なチェルノブイリ原発事故が起き、そのことは（ハイエク的にいうならば）理性の信仰と設計主義的合理主義の究極的なしっぺ返しともみなされたことだろう。

ヨハネ黙示録には、「第三の天使がラッパを吹いた。すると、松明のように燃えている大きな星が、天から落ちてきて、川という川の三分の一と、その水源との上に落ちた。この星の名は『苦よもぎ』といい、水の三分の一が『苦よもぎ』のように苦くなって、そのために多くの人が死んだ」（新共同訳8.8）という一節が出てくる。

---

(99)　MEGA Ⅱ/1.2（Dietz Verlag, Berlin 1976）, S.393.『マルクス資本論草稿集②』（大月書店、1993年）、140頁。

(100)　*Foster,* op. cit., p.241. 邦訳、378頁。

この黙示録の「苦よもぎ」は、ウクライナ語では「チョルノーブィリ」（チェルノブイリ）である。このように、プリピャチ川に面したチェルノブイリのカタストロフィーが聖書で予言されていたというのは、むろん出来過ぎた話ではあるにせよ、ディープ・エコロジーがしばしばとる黙示録的、終末論的世界観に恰好の題材を提供した。(101)

とはいえ、フレドリック・ジェイムソンが、「今日の我々には、地球や自然の徹底した崩壊の方が、後期資本主義の行き詰まりよりも想像しやすいようだ。もしかするとそれは、我々の想像力の何らかの弱点によるのかもしれない」といみじくも述べているように、(102) 地球温暖化が進行した場合の破局的予想についての私たちの実証的想像力は比較的豊かなのに、資本主義的生産関係そのものについては不思議と沈黙しているというのは、確かに何らかの「想像力の弱点」によるものかもしれず、かろうじてマルクス主義は、一方では生産力至上主義、自然を合理的に支配する「プロメテウス主義」とみなされながらも、他方で、ジェイムソンがいうような「弱点」を克服するパラダイムを提供してくれる。そのような意味でもフォスターのような再点検は必須である。

ただしその場合、マルクス主義法理論は、環境や生態の問題を個別イシューとして取り出してそのことについて何か立法的提言をなし得るというよりは――そういうことをしてはいけないわけではないが――根源的には、「プロメテウス主義」とはむしろ正反対の思考が要求されるであろう。そこでは物象化された土地や資源、ひいては環境に対する物権的思考は抑止されるであろうし、かといって「環境権」のような発想が助けになるわけではない（一定の住民や集団が良好な環境のもとに暮らすことができても、その負荷を外部に輸出

(101) ヨハネ黙示録の「苦よもぎ」の一節とチェルノブイリ原発事故との関連は、ロシア語のインターネットサイトでも話題になり、しばしばフォーラムのようなものが形成された。そうした「予言」説が荒唐無稽と承知しつつ、そこに何かを読み取りたいというのが、人間の性向なのかもしれない。

(102) Fredric Jameson, *The Seeds of Time*（Columbia University press, 1994), introduction vii . フレドリック・ジェイムソン（松浦俊輔・小野木明恵訳）『時間の種子：ポストモダンと冷静以後のユートピア』（青土社、1998年）8頁。

することでそれが可能になっているのであれば、物事の改善にはならない）。強いていえば「自然の権利」や「動物の権利」といった人間中心主義を批判する別種の権利の当事者適格性をマルクス主義がそのまま踏襲するわけではないにしても、発想の根底に類似したものを見出すこともあるだろう。

晩年のマルクスは、「資本の文明化作用」には懐疑的で、資本の本源的蓄積の野蛮さを避ける思考に傾いていた。現代では、この文明化作用、新たな本源的蓄積（すなわちグローバリゼーション）は、19世紀末には想像だにしなかった規模での深刻な環境破壊（のみならず近時、人類が直面しているエピデミック）となって跳ね返ってくることもあり、権利の語法を含む近代法の地平そのものが再検討に付されることになるだろう。

6. 近時のマルクス主義法理論批判と再検討の動向

ここで「近時の」というのは、比較的広くとらえて、ここ十年くらいのというスパンであるが、マルクス主義法理論の再検討という文脈からすると複数の意味合いが生じる。ひとつは、ソ連邦が解体した1991年頃から考えてみると、いくつかの例外を除けば、マルクス主義法理論に関する議論が下火になって久しく、旧来のマルクス主義法理論の数々が十分総括されないまま、月日だけが過ぎ去ってしまったというような意味合いもあろうし、もうひとつは、グローバル資本主義の矛盾がより深まってきたとされる21世紀になって、マルクスが復調傾向にあることとあいまって、マルクス主義法理論もまた再点検を経て、そのポテンシャルを発揮しなければならないということである（マルクスの「価値増殖過程」の比喩を使えば、マルクス主義法理論もまた今後とも新旧様々な理論を使用価値としつつそこから「剰余価値」を生み出し続けなければならない）。

前者の「総括」タイプは、ある意味で、森下敏男の一連の論考によって十分すぎるくらいに果たされたとも言える（森下としては、もっと早くなされるべきであったが、という思いもあるのであろうが）。「十分」すぎるという意味合

いは、森下による批判・総括論文（後述）が、いずれもかなり大部であり、対象となる論者が多数登場し、批判が微に入り細を穿っているため、森下の総括論文を通して、そもそもマルクス主義法理論（法学）とは何であったのかということについて、木を見ながら森をも把握するのはかなり大変で根気が要るものの、その規模からいって、相当な労作の部類に入ることは疑いえないという意味においてである。また十分「すぎる」ともいえるのは、批判対象が強大で影響力を放っている場合は、さぞかし批判にも力が入るだろうが、批判対象の多くが、現在さほど影響力のある議論ともいえず、森下による個々の批判内容に特別違和感があるわけではなくても、ともすると「死に馬に鞭を打つ」かのような印象を呈しているといえなくもないからである。元々の議論の「賞味期限」というのは論じている内容にしたがって様々ではあり得るが、それに対する批判に「時効」があるわけではないので、何十年も前の議論であっても批判すべきことは批判すべきなのだとは思うが。

森下によるマルクス主義法学関連の批判・総括論文は、「わが国におけるマルクス主義法学の終焉――そして民主主義法学の敗北――」（5回連載）と「藤田勇教授著『法と経済の一般理論』批判――マルクス主義法学終焉論の最終章――」（4回連載）に大別できる。ふたつ合わせると千頁を超えると思われる。ただし前者は、狭義のマルクス主義法理論批判というよりは、サブタイトルからも推察できるように実質的には「民科」（民主主義科学者協会法律部会）内部での議論の批判といってもよい[(103)]。とはいえ、「市民法」、「民主主義法学」といった伝統の強かった「民科」において、（森下自身は先刻承知のように）ある

(103) 現に同論文の後半部分にあたる第2編のタイトルは「民主主義法学の敗北」であり、森下自身、その対象を1980年代以降としつつ、「しかし、この時期には、マルクス主義法学を自称する法学はほとんど姿を消し、民主主義法学との区別はいっそう難しくなる。そのためこの時期については、批判の対象を『民主主義法学』と表現することにした（その中にマルクス主義法学は含まれている）」という言い方をしている。そして、批判対象を民科の研究誌『法の科学』掲載の論文およびそこで複数回引用されている文献の一部に限定するとことわっている。（下・Ⅰ）『神戸法学雑誌』65巻第2号（2015年）、150頁。

意味、純粋なマルクス主義法理論家といえるのは、藤田勇など、ごく少数であり、各実定法分野に即した専門家の議論は、現状批判的なトーンが強くても、もともと法律学という固有のディシプリンからいってもマルクスと特段接点があるわけではなく、世代が若くなればなるほど、マルクスとはほとんど関係がなくなる（とくに1990年代以降に学生生活を送った場合、マルクスを勉強する機会にめぐまれることはほとんどないため、そもそもマルクスやマルクス主義に対する好悪の感情は発生しづらい）。

また、たとえば人権や平和主義、総じて立憲主義の理念を論じるのに、マルクスはとりたてて必要ない（若きマルクスの「ブルジョア国家」批判は国家が市民社会の論理にしたがっていることの解析であって、通常の立憲主義的思考と方向が逆向きである）。「社会法」の分野でも同様である。マルクスは、いわゆる「プロレイバー」ではない。マルクスの場合、単に労働者の「搾取」に反発したというのとは違って、古典派経済学批判を通じて、近代の労働概念・様式そのものを根源的に批判しようとした。仮に格差や不平等を問題にしようとして、資本主義のもとでの階級支配や財界の支配のようなことを言ったとしても、それだけではいわゆる通俗マルクス主義の域を出ていないことになる。したがって、「民主主義法学」の議論の中に、仮に一種のマルクス主義的発想が溶け込んでいたとしても、それだけではマルクス主義法理論ではないであろう。

そうした意味で、森下によるマルクス主義法理論批判の意味合いがより強いのは、「藤田勇教授著『法と経済の一般理論』批判――マルクス主義法学終焉論の最終章――」であろう。藤田が「代表的」なマルクス主義法理論家であることは論を持たないが、ただこれも森下自身、承知しているように、単行本として出版された藤田『法と経済の一般理論』（1974年）では、基調となっているのは「唯物史観」であり、マルクス・エンゲルスの著作の流れでいうならば『ドイツ・イデオロギー』的である。それよりも、森下が比較的に評価しているのは、講座『現代法』所収の「法と経済の一般理論」（1965年）という論文である。その後、「法と経済の一般理論ノート」という連載が1969年から73年にかけて『法学セミナー』に掲載され、後に『法と経済の一般理論』というタイ

トルで単行本化された。[104] 65年の単発の論文「法と経済の一般理論」は、パシュカーニスの影響を受けた法の形態論を展開しつつ、さらに労働力商品を媒介とした産業資本の様式の下での生産関係における階級的支配関係を強調し、「形式＝権利主体間の平等関係」と「内容＝階級的支配関係」との統一的把握を目指したものであり、コンパクトな論文ながら、当時としては先駆的だったといえる。それに比べると単行本としての1974年の『法と経済の一般理論』は、その探究的な側面は脱帽せざるを得ないが、やや弛緩した印象を受ける（『資本論』から『ドイツ・イデオロギー』に退行してしまったかのような感覚）。ただし、当時は今と比較にならないくらいマルクス（およびエンゲルス）の知的権威は高かったのであろうし、本書もマルクス主義法理論家の藤田の思考遍歴のひとつとしてみれば、特段不自然でもない。

森下自身は、マルクシスト Marxist でなくてもマルクシャン Marxian であると幾度となく公言していたように、宇野弘蔵からの影響を強く受けた社会科学者であり、パシュカーニスを比較的高く評価している。それゆえ、藤田批判の論文を書いているとはいえ、かつて日本のマルクス主義法学界の中でヴィシンスキーの影響が強かった頃にパシュカーニスを再評価した藤田勇についての業績を、高く評価しているのである。[105] しかし、上記批判論文のように『法と経済の一般理論』（1974年）をあまり高く評価していないのは、わかるが、となるとなおさらのこと、本書は、マルクス主義法理論はもとより藤田理論においても決定版というわけではないだろう。

一連の森下の「批判」作業は、日本のマルクス主義法学・民主主義法学にある種の審判を下したものであったとしても、森下自身が、とうの昔にマルクスから決別していたなどということではなくて、森下の社会科学的課題は、いぜんとしてマルクス的である。なおかつそこでいうマルクス的というのは、何もマルクスのテクストのみを忠実に読み込んでという意味ではなく、必要に応じ

---

(104) 藤田勇『法と経済の一般理論』（日本評論社、1974年）。なお本書301-331頁に「付録」として、1965年の論文「法と経済の一般理論」が所収されている。

(105) とりわけ藤田勇『ソヴィエト法理論史研究1917-1938』（岩波書店、1968年）。

て宇野弘蔵なりカール・ポランニーの視点なりを共有することによって、マルクス的問題提起とその解明が豊かに複眼的になっていくという含みでもあろう。つまり、マルクス的な議論は、仮に「法理論」だとか「経済学」といったネーミングが入っていたとしても、いったん、法学だとか経済学といった固有のディシプリンの垣根をカッコにくくってしまう。『資本論』のサブタイトルが「経済学批判」であることからも、それはいわばメタ経済学ということにもなる。

そのうえで森下が前記の一連の批判・総括論文のなかでの建設的な議論の枠組や提言をとりだしてみると、まず「狭義法律学」と「広義法律学」とを区別していることは重要であろう。これは前節で触れた『エコノミーとエコロジー』の著者、玉野井芳郎もさかんに言っていたように市場経済を中核に据える狭義経済的発想に対して、生態系を考慮に入れたり、あるいはそもそも市場交換という財の分配様式を相対化して考えるカール・ポランニーのような「広義経済」的発想がある。「狭義法律学」はまさに、市場交換を中核とする近代法＝法であり、パシュカーニスの法の一般理論でいう「法」も商品交換法、ブルジョア法であった。それに対して、古代社会や中世の身分社会に「法」がなかったなどということはなく、ただしそれは、近代法の様式においてではなく、ある意味で近代法、ブルジョア法の特殊性を通して、それ以前の法の特性を把握することも可能になってくる。そこからさらに森下は、ソ連のような「社会主義法」は、それが一種の「法」であったとしても、近代法的な意味ではむしろ「法的性格の希薄化」として説明し得るのではないかと妥当な指摘をしている。(106)

このことからも、森下は、パシュカーニスや藤田が用いた法の「一般理論」という方法がミスリーディングではないかと示唆している。それが「法学概論」や「法の現状分析」としてならば、わかるが、近代法の基本原理や特質というならまだしも、法の「一般理論」なるものは存在しないということであろう。

---

(106) 前掲、森下「藤田勇教授著『法と経済の一般理論』批判（4・完）、『神戸法学雑誌』68巻3号（2018年）、245頁。

これは確かに正鵠を射た指摘であり、パシュカーニスがどのような意図で「一般理論」とネーミングしたのか、はかりかねるが（単に伝統的法学理論批判という意味合いであったのかもしれない）、森下にも、パシュカーニスの影響はみられ、法の基礎に「公平・平等」を読みとる。これは、森下自身も論じているように、パシュカーニスが法の根本に「等価」性（等価交換）を読みとったことに関連する。ただし、パシュカーニスの場合は、商品交換＝等価交換から、法を司る等価の原理（損害賠償や応報刑などに体現される）を引き出していたのに対して、森下の場合、「公平・平等」は人類史の普遍的原理であり、経済的土台から自立した固有の価値と歴史を持つものとしている。[107] そのうえで、平等な当事者の自由意思による商品交換関係を基礎とする資本主義社会は、法と相性がよく、そこにおいて法は全面的に発展することになるといい、それはまさにパシュカーニスの議論と親和性がある。

他方で、経済的土台から自立した固有の価値としての公平や平等というのは、パシュカーニスと同時代のソヴィエトの法学者（ただしロシア革命前の法心理学派のペトラジツキーのマルクス主義的継承者）ミハイル・レイスネルの見地に近いと思われる。パシュカーニスは、商品交換の発展から基礎づける「狭義の法」論から、共産主義における「法の死滅」という誤解を招きかねないテーゼを演繹したが、レイスネルは、まさに「広義の法」の人類学的考察者であり、なおかつ法の基礎に平等（ロシア語のラーヴェンストヴァ）があり、そもそも原始共産制の基礎に平等があったという。[108] そのことにとどまらず、後にも、法の根底には、比例的な観念や公正さを求める動きがあり、ロシア革命のような旧支配的権力の打倒に際しても、労働者や農民の「主観法」（いわゆる階級的直観法）が作用したとみなす。「法の死滅」といった議論は、そこから微塵も出てこない。

（107）同上、365頁。

（108）レイスネルの『われわれの法・他者の法・共通法』（モスクワ、1925年）の第3章は「氏族、法と公正」となっている。М. Рейснер. Право, наше право, чужое право, общее право. Москва, 1925, С. 75.

•　•

2019年に出版された大島和夫『日本の法学とマルクス主義：21世紀の社会編成の理論を目指して』は、前半（第1部「日本におけるマルクス主義法学」）において、戦前からの日本のマルクス主義法学の軌跡が描かれており、大きな流れを知ることができる。なおかつ、そこではさっそく森下によるマルクス主義法学批判（というよりは民科批判）がとりあげられている（第9章）。ただし、森下による藤田『法と経済の一般理論』批判の論文が公表される前に当該部分が書かれたものと思われる（なぜなら、それに言及している箇所が見当たらないから）。したがって、内容的には、マルクス主義法理論の核心部分をめぐる論争というよりは、森下の「民科」批判に対して、再反論するという形式をとったものである。双方に言い分はあり、ここでそこに立ち入る必要はないと思われる。

より興味深いのは、第2部「マルクスと法学」、第3部「市民社会とマルクス主義」であり、とりわけマルクスの市民社会論および日本における市民社会論をふまえたうえで、大島は、日本の市民社会概念の受容が特殊だったのは、civil society と bürgerliches Gesellschaft を明確に区別する視座をほとんどもたずに、ともに「市民社会」という言葉を当ててきたことだという[(109)]。一般にマルクス主義における「市民社会」とは、ヘーゲル由来の経済社会としての bürgerliches Gesellschaft だが、大島は、他方で一部のマルクス研究者にみられたマルクスの重層的市民社会論に依拠し、市民社会概念を「ブルジョア的市民社会論」としてのみならず、アソシエーションにみられる「協同社会としての市民社会論」に発展させる。

従来、マルクスの市民社会論やアソシエーショニズムの思想は、大島が全面的に依拠している吉田傑俊のほか、田畑稔らによっても、詳細に検討されてき

（109）大島和夫『日本の法学とマルクス主義』（法律文化社、2019年）、252頁。

たが[110]、それをポスト市民社会のようにみるのか、あるいは市民社会の発展のうえにみるのか、個々の論者の「市民社会」に託す意味合いによって自ずと異なってこよう。また大島は、現代の市民社会ルネッサンスについても触れており（第3部3章）、西欧についてはハーバーマス、アラトー、ギデンズなど、日本に関しては平田清明以降の動向が検証されているが、ただ、いずれの「市民社会」論も、マルクスのいうアソシエーション、協同社会にどう発展していくのか、不分明なところがあり――例えば労働力商品や賃労働がどのように廃絶され、経済の原動力が「資本」という形態をとらないか――大島がいうような「自立した市民のアソシエーション」といっても、むしろリベラリズムの思想に解消されていくようにも思える。大島は、「西洋型の現代市民社会の議論をいくら日本に輸入しても、都市部のインテリゲンツィヤを除けば、そのような議論が根づく可能性は現在の日本ではまだ乏しい。むしろ、依然として人々の生活の中に地域的利害や、宗教団体、政治組織、企業、農村の地域組織などにおけるつながりが大きな影響力を行使続けている。それは、各種の選挙の結果に如実に現れている。この独特の因習等で保守的な風土をどのようにして変えていくのか、その中で個人主義思想に対する低レベルの批判（利己主義との混同）をどう克服していくのかが、依然として大きな課題である」と述べている[111]。

そうなのかもしれないが、そこでいわれている様々な部分社会の「独特の因習」など、ここ数十年ほど、既得権益として攻撃対象となって久しく、もはや空前の灯で、むしろ「独特の因習等で保守的な風土」が抵抗の拠点としてすら機能しなくなっているのが昨今の問題なのではないだろうか（もはや個人を守るような中間団体や部分社会が不全）。本書の締めくくりにあたる「おわりに」にでは、やや意外に思われる観点も散見される。例えば、「現代の法律学にマルクスの精神で取り組むとしたら、『マルクス主義法学』ではなく、『現状分析に基づく法学』である。資本主義の現局面を学問的に分析した上で法律上の問

(110) 田畑稔『マルクスとアソシエーション：マルクス再読の試み』（新泉社、1994年）

(111) 前掲、大島、299-300頁。

題点を指摘したり、法解釈をするものでなければならない。その際にマルクス主義を名乗る必要はどこにもない。このような研究はすでにかなり行われている」といった言明である。これもその通りなのかもしれないが、もし現状分析に基づいた法律上の問題点の指摘や解釈などを重視していくのであれば、「マルクスの精神」は、別段、必要はないといえるし、マルクスの精神に寄らずとも、分析者は、いくらでも現状に対する批判的精神を発揮できる。現に大島自身、「その際にマルクス主義を名乗る必要はどこにもない」と述べているし、「このような研究はすでにかなり行われている」という。むろん、マルクス主義を名乗るかどうかさほど重要ではないが、名乗らなくても、あるいは弁証法などと言わずとも、マルクス的な、ある形態なり様式を歴史化し、その物象的性格などを明らかにする理論的プロセスは、やはり独特のものがあり、それはまた、現状分析以前に、原理的考察やある種の段階的議論においてポテンシャルを発揮するであろう。むろんその場合でも、従来のマルクス主義法理論には様々な問題点があり、大島も半ば明らかにしているように現代の市民社会論が、いかなる意味でマルクス主義と接点があるのか、定かでない点などもある。とはいえ、近時、比較的若手のマルクス研究者の間で、マルクスについての文献学的、基礎的考察に関する業績が出ているのは、マルクスが凋落したのではないことを示しており、単にマルクスの「批判精神」だけが遺産として残ったといった消極的なものではないと言える。

・　　・

原理的な考察については、青木孝平が、かつて若くして『資本論と法原理』を公表したが、実は近年になって改訂され、『経済と法の原理論：宇野弘蔵の法理論』として改めて出版されている。かつてのメインストリームのマルクス主義法理論においては（といっても現状批判などではなくコアな理論となると実はあまり多くないが）、藤田勇などの一部の例外を除けば、ソ連解体後、自然消滅したか沈黙してしまったかの観があったが、青木の場合、むしろ1990年代以降、マルクス所有論や共同体論などの著作を意欲的に発表し続けてきてお

り、もともとの出発点である『資本論と法原理』を、再び改訂版として世に問うということだと思われる。

この『資本論と法原理』からして、難しいが非常に水準の高いものであった。ただ、管見の限りでは（私が知らないだけかもしれないが）、メインストリームのマルクス主義法理論の潮流の中では、とりあげられたり議論の対象となったりした形跡が見当たらない。これは、「流派」が異なれば相手の議論がほぼ黙殺されるか、場合によっては近親憎悪の対象となるという、かつての悪弊によるものかもしれないし、単に難しすぎて論じきれないという事情もあったのかもしれない。もともと宇野弘蔵の影響を自認してきた青木『資本論と法原理』は、それまでの伝統的なマルクス主義法理論、ダイレクトにいえば「民科」のマルクス主義法学にかなり辛辣だったため、批判される側、あるいはその潮流に属する者は、読んで啓発されるよりも気を悪くした可能性もある。

しかし、それからもう何十年もたっており、あまり予断や偏見を交えず、「流派」にかかわりなく、よいものはよいと判断することが必要である。

宇野のマルクス経済学から影響を受けた青木にとっては、かつて、マルクス主義法理論に影響を与えたヴィシンスキー流の〈法＝（支配階級の意思を体現した）国家的強制規範〉説などは論外としても、『資本論』第1巻の「交換過程」論などから法的主体性や権利義務関係の生成を導き出すパシュカーニス的な議論にも批判的だった。要するに（実際にパシュカーニスの意図がどうだったかは別にしても）『資本論』冒頭の商品論を、資本制以前の単純商品社会論と読み替えて、そこから近代法の原理が導き出されるかのような法の商品交換理論に批判的だったのである。

単に商品交換というだけなら奴隷制や農奴制社会にも余剰生産物が商品に転化し、局地的に商品交換が行われていたが、青木によれば『資本論』の出発点は、あくまでも資本制社会の「商品」であり、そのことがマルクスの社会科学の方法論的特徴ということである。(112) その点では、エンゲルス的な唯物史観にも

(112) 青木孝平『経済と法の原理論：宇野弘蔵の法理論』（社会評論社、2019年）、48

由来して法の経済的基礎を労働や生産過程に求める川島武宜の議論にも批判的であり、むしろ山中康夫『市民社会と民法』を比較的高く評価している。

もとより宇野弘蔵の経済原論が、マルクス『資本論』の忠実な模写ではなく、「生産論」に先立って「流通論」を置いたように、青木も、『資本論』第１巻が「資本の生産過程」と名付けられているものの、第1編「商品と貨幣」および第2編「貨幣の資本への転化」は、資本主義的生産過程に先行する流通形態として理解するのが、マルクス方法的意図に即したものであろうという。(113)

法学者によってあまり触れられてこなかった「価値形態論」については、従来、それは商品の展開から貨幣の必然性を論証するプロセスとみなされてきたが、青木は、法的関係の解明のための重要なツールとする。(114)

つまり貨幣形態の前提となる一般的等価形態の成立により、「誰もが、あらゆる使用価値との交換が可能な一般的等価物つまり金を求めて、価値表現をおこなうのである。すなわち、すべての商品所持者は、貨幣を共通の『価値鏡』とすることによって、それぞれの個別的な主観的意思から独立に、共通の意思行為の担い手として同型の人格（Person）になるようにみえる」。商品交換一般から意思関係としての法的関係を導き出すのは正しいものではなく、本来、「交換過程」とは、物々交換としてではなく、貨幣が商品を購買する過程としてのみ存在しうるのであって、商品交換は平等な「法的関係」ではない。むしろ「商品に対する貨幣の圧倒的な優位をもって構成される、どこまでも非対称的で不平等な関係でしかありえない」ということである。(115) そのため、理念的に想定された市民社会が、平等な商品所有権者から成り立ち、さらに貨幣物神とのアナロジーで国家の生成を説くような議論を青木は批判する。(116)

こうした見地は、本稿でも触れた、マルクス主義法理論の系譜における「市

頁。

(113) 同上、49頁。

(114) 同上、58頁。

(115) 同上、60頁。

(116) 同上、61頁。

民法論」に対する批判的な意義をもっているだろう。つまり資本制化する以前の、平等な商品所有権者からなる仮象的世界が「市民法」的世界であった。パシュカーニス自身は、労働力商品化を念頭に置いていたにしても、価値形態論における個々の相対的価値形態（商品）と一般的等価形態との圧倒的な非対称的関係に踏み込むことなく、商品関係にみられる等価交換から法的主体性を導き出している。むろん、近代法の発展の背景に商品交換の拡大があることは疑いえないが、以上の点については、パシュカーニス的な法の一般理論は――一般理論という形式がそもそも成り立つのかどうかはともかく――リヴァイズされる必要がある。

そして、やがてマルクスが提示することになる資本の定式G-W-G'に関して、青木は、資本の価値増殖過程が、ゆいいつ貨幣所持者の能動的で質的な商品を選択する特殊な手腕に依存することになっており、かくして青木は、労働力商品化の問題に踏み込むことになる。

以上が、青木の法原理論のいわば序を構成しているとするならば、第2章以降は、それぞれ「資本の生産過程と労働法」、「信用制度と債権法」、「地代論と土地所有権」、「労働力再生産と家族法」という配列になっている（その他、終章では領有法則転回論について改めて論じられている）。このうち、「労働力再生産と家族法」については、前節ですでに触れた。その他の章について、ここですべてまんべんなく要約したり論評したりすることは筆者のキャパシティを超えるが、いずれの場合でも、大前提としては、流通形態が労働力の商品化を介して生産過程を包摂していくことが、人間関係の物象化を実現し、「意思関係」としての法的関係を作り出していく（権利義務関係の根拠）。それはマルクスがいう「法律的に発展していなくても、そのまま経済的関係がそこに反映している法的関係 Rechtverhältnis」である。しかし、そこから今度は国家による具体的な立法という局面が出てくる。青木によれば、かつてのマルクス主義法学であれば、「資本の生産過程」を「意思関係としての法を生み出す土台としてでなく、まったく逆に、市民的な法的関係の限界が露呈する場所として、ここ

に国家が具体的立法を制定する根拠を求めた」という。[117]

以下では、青木の論じている項目のうち「資本の生産過程と労働法」について触れる。この問題は、戦前の法学者の加古祐二郎が「社会法の限界性」（1934年）、「法的主体性より見たる社会法」（1936年）[118]などを論じた頃から、ポレミックな問題であり続けてきたからである。

マルクスのいう（法律的に発展していなくても、そのまま経済的関係がそこに反映している）法的関係Rechtverhältnisと異なって、従来、『資本論』第8章「労働日」は、19世紀イギリスにおける労働時間の規制をめぐる攻防が詳細に描かれているため、いわば階級闘争の産物として「法律」Gesetz問題としてもとらえられてきた。しかし、青木によれば、労働条件や労働日（労働時間）の決定が、階級闘争による「国家制定法」に委ねられるならば、マルクス自身が労働力商品化を基礎に商品所持者が法的所有権者になることを論証したことに背馳するのではないかと疑問を呈している。「法律」によって労働時間の大きさが決定されるのであれば、「法律」なくして価値増殖の必然性もなく、労働力の価値規定もない、というわけである。

さらに「市民法」原理が資本制社会において虚偽となって階級闘争が「社会法」の発展を促すといった古典的図式についても、青木は批判的である。ただ、その場合でも、社会法としての労働法を「市民法の反省形態を超えない法」としてその限界を明らかにした加古祐二郎の業績を「社会法を形成する根本的な力を経済法則そのものに求める」マルクス主義法学のひとつの到達点を見出す。[119]そうであるにしても、青木にとって問題はそこからである。

> …法概念の理解についても、マルクス主義法学の世界では、市民法を単純商品交換の法とみなし、これに対して資本主義法は剰余価値を搾取するための法として解釈するのが通説となっていった。そのため、資本家によ

（117）同上、74頁。
（118）加古祐二郎『近代法の基礎構造』（日本評論社、1964年）に所収。
（119）前掲、青木『経済と法の原理論』、80頁。

る剰余価値の合法的取得が、商品交換法の世界とは異質の、基本的には奴隷制や封建制と同質の、あたかも暴力的・強制的な収奪過程であるかのようにみなされることにもなる。こうして、『資本論』の一般的な解釈では、剰余労働の大きさや強度は市場メカニズムにもとづく市民法的関係によっては決定できず、もっぱら労働者が階級闘争をつうじて、ブルジョア国家に標準労働日や労働条件にかんする法律の制定を押し付けることで決まるということになったのである。(120)

青木が疑問を感じていたのは、以上のような市民法、資本主義法、さらにそれに修正をせまる社会法、といった段階的図式である。そこで、近代市民法とは、多数の労働者の意識に虚偽と映るほど根の浅いものであったのか、と自問自答する。そうした図式は、『資本論』の流通形態論が明らかにするような「商品所持者の個別的・特殊的な意思行為が、しだいに物象化され同型の抽象的で普遍的な『私的所有権者の法的関係』に収斂していったプロセス」を無視することになるのだという。青木の見地では、資本家（個別的には費用価格を切り下げ販売価格を引き上げようとする）も、そして労働者（労働力をできるだけ高く売り生活資料を安く買おうとする）も、市場メカニズムに吸収されるのであり、労働者の要求行為は商品経済的な意思行為であって、それらは法イデオロギー的には等価関係としての普遍的意思関係（権利義務関係）へと収斂する。つまり、そうした法の成立メカニズムの解明を放棄して、階級闘争の成果をいうのは、「革命家マルクス」の残る唯物史観のイデオロギーの宿痾だともいう。(121)

青木がそこで軍配をあげるのは、「社会科学者としてのマルクス」のほうであり、労働過程に関する法規範の解明には、通常の商品売買と異なり、労働力という特殊な商品の売買を決定する特有の市場メカニズム、マルクスのいう「（資本主義に特有の）人口法則」をみなければならないという。所有権を中心

---

(120) 81頁。
(121) 83-84頁。

とする法的関係が資本主義的商品経済総体のイデオロギー的表現であるのに対して、「労賃」「労働条件」「労働日」などに関する規範は、資本が生産できない労働力商品の消費と再生産に対応しており、労働力の価値規定こそがいっさいの人間関係を物象化して、それを抽象的、普遍的な法的関係にしてしまう要石だという。

これはどういうことなのだろうか。青木の説明では、資本は好況期には労働力を吸収して相対的過剰人口を減らす（労働力の価格が上昇する）。不況期には、固定資本を改変し有機的構成の高度化をはかり相対的過剰人口を増大させる（労働力の価格が下落する）。こうした景気循環による賃金の価格変動を通じて、労働者の「法的人格」化を実現させ、生活資料と生産手段の生産割合を適合化し、すべての社会関係を価値の自己調整的運動体として完成させ、あらゆる人間に所有権の主体としての法イデオロギーを普遍化してくことになるのだという。(122)

また景気循環を介した資本の蓄積過程は、「絶対的剰余価値」のみならず「相対的剰余価値」の実現を通じて、労働力の再生産にかなう「標準労働日」、「労働条件」を労働者と資本家双方の市民的規範観念のうちに馴化し実現していくものであり、それらに関する標準的な法観念を形成させていく。青木がこうした局面で強調するのは、〈生産過程における階級支配〉論でもなく、〈労働の従属性〉論でもなく、自己調整的市場メカニズムのもとで、労働者の意識においても「自己の労働にもとづく所有権」という小ブルジョア的な法的意識がいかに成立していくか、である。雇用契約のもとで賃金形態が労働の報酬として意識されるようになり、資本家の側でも獲得する利潤が企業者利得として勤労に対する報酬として観念されるようになる。(123)「生産さらには分配の過程における階級関係も、完全に市民的法形態のうちに溶解してしまう」のであり、労働者の生存権の要求にもとづく闘争の成果であるかのような労賃・労働日・労働条件

(122) 同上、84-85頁。
(123) 同上、88頁。

の法規範とは、「労働者と資本家の双方の商品所持者としての欲求と利害を前提とし、かつ絶えずそれらを吸収し無化して形成される市場メカニズムの『意思関係』としての表現を超えるものではない」。その意味で青木は、労働法が資本主義労働法で、労働力商品交換の法であり、法学的には財産法の範疇に入る旨指摘している渡辺洋三に賛意を示している[124]。ただし、その場合の青木の議論の要は、（労働法の問題に限らず）市民法論ではなく、市民法というイデオロギーの存立根拠および存立基盤に関する議論であるといえる。

青木の議論の特徴は、『資本論』全3巻を通じた近代法に関する原理論の構築にあり、加えて段階論的試みである。マルクス主義法理論としては――宇野経済学的にはマルクス「主義」とは言わないだろうが、ここではそうした自己規定の問題は捨象している――非常に水準な高い議論を維持してきた[125]。今後、近代法の諸範疇の存立根拠およびその変容過程に関して、参照されていくべきであろう。

7. まとめにかえて

本稿が語りえた論点はわずかであり、例えばマルクス主義国家論だとか、ある種の政治学的分析を展開できているわけではない。ただ、それについてひとこと言っておけば、古典的マルクス主義が、議会制民主主義のことをブルジョア独裁の形態とみなしたのは、ある意味でその通りであろう。それは、何も参政権に財産資格があった時代のことを言っているわけでもなく、ましてや資本家の陰謀といった話でもなく、（国家が市民社会の論理にしたがうという青年

（124）同上、88頁。

（125）こうした法学原理論の構築とは区別されるが、青木の思想的、理念的指向性を反映した著書としては、『コミュニタリアニズムへ―家族・私的所有・国家の社会哲学』（社会評論社、2002年）、『コミュニタリアン・マルクス―資本主義批判の方向転換』（社会評論社、2008年）、『他者の倫理学―レヴィナス、親鸞、そして宇野弘蔵を読む』（社会評論社、2016年）などがあり、これらも興味深いが、本稿では触れている余裕はない。

時代のマルクスが分析していた「ブルジョア国家」の）構造的な問題でもある。それは大衆民主主義や、労働力商品化の進展、消費者意識が発達することによって（所有権意識の物神化などが進むことにより）、むしろ強固になる。できることといったら、若干の再分配の強化であるといった具合に。そして従来の中間団体や部分社会が既得権集団として攻撃され不全化されてくことによって、普通選挙を通じた代表者、議員の選出以外の方法が、民主主義にとってイレギュラーとされるに及んで、上記のような「独裁」形態は完成に近づく。あるいは、「独裁」というのが特定の個人の独裁のようなイメージでとらえられるのであれば、ブルジョア的専制と言い換えたほうがよいかもしれない。

あまりにも有名だが、ルソーが『社会契約論』の「代議士または代表者」において「イギリスの人民は自由だと思っているが、それは大まちがいだ。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民はドレイとなり、無に帰してしまう。その自由な短い期間に、彼らが自由をどう使っているかをみれば、自由を失うのも当然である。」（桑原武夫・前川真次郎訳）といっているのは、マルクス的には奇想天外でもなく、本当は、選挙のときでさえも自由ではない（だから様々な啓蒙活動にかかわらず多くの人が投票を棄権する）。マルクスの価値形態論からも推察できるように、社会契約論のアナロジーでいえば、商品経済社会においては資本に転化する貨幣＝一般的等価形態こそが「万物による万物の交換」を通して生成する、いわば主権者であり、個々の商品＝相対的価値形態およびその所有者は、そのもとでの文字通り「臣民」、へたをすればルソーのいう「奴隷」であり、権利を付与された「奴隷」としてゲームに参加する。むろん「奴隷」にも抵抗権はあり、米国で起きたプロテスト運動、オキュパイ運動の際の「1％対99％」は、文字通り、主人と奴隷の弁証法（ヘーゲル）である。

しばしば左派政党や社会主義的な政党が、保守政党などと比べて常日頃「民主主義」を強調する一方で、議会選挙で思うように議席を獲得できない場合、「有権者の間で理解が浸透していなかった」という具合に反省の弁を口にしたりもするが、裏返していえば、もっと啓蒙が浸透していれば（理想的な民主主

義のもとでは）勝利できるはずだという自負にもなりかねない。しかし、マルクスが『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』――これこそ政治学の傑作であると思われる――で明らかにしたように、代表する者とされる者との間の関係は恣意的であり、昨今のポピュリズム現象を持ち出すまでもなく、すでに19世紀において、労働者階級と労働者政党との対応関係に必然性はなく、議会を後目に雪崩をうったようなボナパルト的現象が起きていた（後にカール・シュミットもカエサル主義、マックス・ウェーバーも指導者民主主義などと呼んで分析対象にしていた）。あるいは急進左派政党が議会選挙でヘゲモニーを握っても、資本の強力な論理のもとで骨抜きになるという苦い経験もある。

マルクス主義理論は、僭主政との対抗上、むろん議会制やそのもとでの普通選挙を頭ごなしに否定する必要はないが、それに何か必要以上の期待や希望を持つべきでもないだろう。マルクス主義のようなトランセンデンタルな理論であればなおさらのこと、代表者を選ぶ決定版が普通選挙であることを自明視してはならないであろう。それに対する政治形態のオルタナティヴについて、強いえいえば柄谷行人が『哲学の起源』で論じているように、支配の一形態としてのデモクラシーではなく「イソノミア」（無＝支配）が参考になる[(126)]。つまり19世紀ヨーロッパはおろか、すでに古代ギリシャにおいてデモクラシーが僭主政になるという経験があった。あるいはそうでなくても、現代ではとりわけ民主主義は、選挙制度を微修正しても、候補者の選抜の過程で「世襲民主主義」化、寡頭政化する傾向にあり、それに対する不満を横目に僭主がやってくる。世襲化やポピュリズムを免れた例としては、共産党が候補者を決定しているソヴィエト民主主義があるという悪い冗談がささやかれることさえある（歴代指導者は世襲どころか出身民族さえ異なるではないか、という具合に）。

イソノミアにおいては何らかの代表者やエージェントの選出が必要ならば、普通選挙よりも、くじ引きのような偶然性が部分的に導入されるであろう（現に今でも陪審員や裁判員などは、ほとんどくじ引きに近い形態で選出されてい

（126）柄谷行人『哲学の起源』（岩波書店、2012年）。

る）。ここで、選ぶとは、選ばれるとは何か、といった哲学的議論を展開する余裕はないが、現に行われてきた普通選挙が「選ぶ」、「選ばれる」ことの決定版と考える根拠はない。普通選挙になにがしか意味があった時代というのは、部分社会や中間集団の力が強い社会において、政党がそうした特殊利益を表出していた局面においてであり、それに飽き足らなければ街頭に繰り出すしかなかった（デモクラシーの時代）。しかし現在ではそうではない。「自立した市民」といったものが成立する余地があったのは、市場の論理が貫徹していない部分社会が強力であった社会であり、しかし今は「自立を強要される原子人（原子化＝アトム化する個人という意味）」の集計による「支持率」が浮遊するポストデモクラシーのような局面である。

なお、本稿でいう、マルクス主義とは、もはや「家族的類似性」といってもよいくらいの認識のパラダイムであり、かつてのような「史的唯物論」などの何かコアがあるわけではないが、いぜんとしてグランドセオリーとしては、（サルトルが言ったのとはまた違った意味かもしれないが）乗り越え不可能な地平ということになる。だから、伝統的なマルクス主義に対する批判や異議から出発しているような論者の議論でさえも（当の論者が主観的にマルクス主義と訣別したつもりであっても）、実はマルクス主義に再回収される可能性を秘めているのである。

また、本稿は、かつてのような「正統派マルクス主義」、伝統的マルクス主義などを総体的批判にさらすことを意図したものではなく、すでにそうした作業はかなりなされてることもあり、今やマルクス主義はグランドセオリーとしてリファインされなければならず、マルクス主義法理論に関しても同様、という趣旨である。なお、経済学の分野では、イデオロギー色の強いとされたマルクス「主義」経済学と区分して宇野経済学の系譜が「マルクス経済学」とあえて呼んだというが、そうした用語の区分についてのこだわりは、本稿では、ない。そもそも「マルクス法学」とか「マルクス法理論」という言い方は、人口に膾炙していなく、『資本論』に匹敵するような法学原理論をそもそもマルクス自身は残していないので、マルクス主義法学でもよいがマルクス主義法理論と

した。

かつて、残念なことに、マルクス主義における流派（～派、～科など）内部で自足した議論が行われ、流派が異なるとプリズムにしたがって黙殺されるか枝葉末節の揚げ足取りのようなことが行われていた。しかしマルクス主義は、認識のパラダイムであって、その影響を受けた文芸理論や経済的理論、歴史学、法理論などがある。自然科学の例えでいうと、19世紀から20世紀にかけて様々なパラダイムシフトがあり、非ユークリッド幾何学、量子力学や分子生物学などの成立に例えられる。

マルクス自身は、若き頃、ヘーゲル批判から出発したが、いつしかヘーゲルなど死んだ犬であるかのような見方が大勢となると、逆に『資本論』の準備段階ではヘーゲルに媚を売るような書き方をしている[(127)]。もっとも、それはドイツではなくイギリスに渡って『資本論』を準備する際に、もともと経験主義的な風土が強いイギリスにおいて、古典経済学を批判するには、イギリスにはおよそ馴染みのない弁証法的な思考をもってくるしかないと判断してのことだろう。

このことも、現代において種々の教訓を与えてくれる。すなわち、ひとたびマルクスあるいはマルクス主義など死んだ犬とみなされるようになって、経験的、実証的手法が一世風靡した今となっては、とりまく状況に何某かの批判的な説明言語を与えるには、マルクスに媚を売るしかないだろうという具合に。

---

(127) MEGA Ⅱ/10 (Dietz Verlag, Berlin 1991), S.17. これは有名な話だが、『資本論』第1巻第2版の後書きの中で、マルクスは、当時のドイツでヘーゲルが「死せる犬」のように扱われている世相に対して、「私は、公然と、かの偉大なる思想家（ヘーゲル）の弟子であることを告白した。そして価値理論にかんする章の諸所で、ヘーゲルに特有の表現法とってみたりした」と述べている。そして改めて、弁証法を「現存しているものの肯定的な理解の中に、同時にその否定の理解、その必然的没落の理解を含むものであり、生成した一切の形態を運動の流れの中に、したがってまた、その経過的側面にしたがって理解するもの」という（向坂逸郎訳『資本論』（一）、岩波書店、1969年、31-32頁）。